

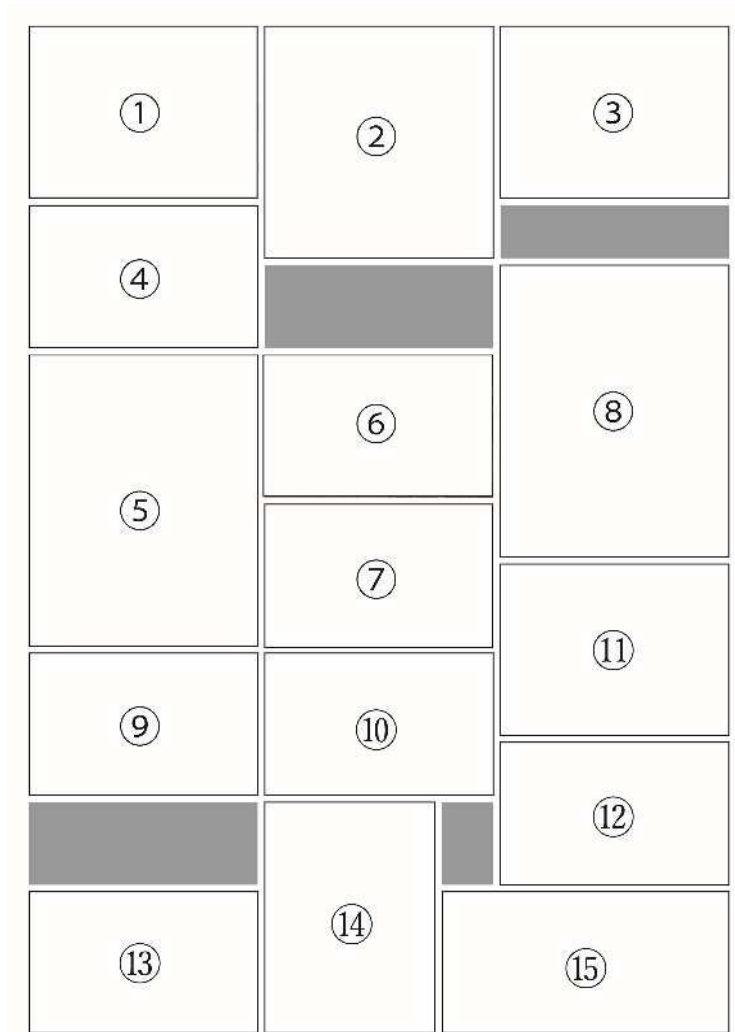


日出町景観計画



令和6年8月
大分県日出町





<写真概要>

- ①「ゴルフ場と海と空」(提供:公募)
- ②「田んぼのキャンパス」(提供:ひじフォトコンテスト 2023)
- ③海との風景「タイトルなし」(提供:公募)
- ④津嶋神楽
- ⑤桜並木「タイトルなし」(提供:公募)
- ⑥日出城址周辺のまちなみ
- ⑦住民による植樹活動
- ⑧「僕の夏休み」(提供:日出町公式Instagramフォトコンテスト 2022)
- ⑨辻間楽
- ⑩田園風景
- ⑪「東鹿鳴越道(殿様道、旧小倉街道)の石垣道」(提供:公募)
- ⑫日出城址と海の風景
- ⑬海岸線の風景
- ⑭「豊岡海岸遊歩道から見える別府湾と月」(提供:公募)
- ⑮回天神社

※これらの写真は一般社団法人ひじ町ツーリズム協会などの団体や、フォトコンテスト、公募により提供された写真で、日出町景観計画での使用について撮影者の了解を得ています。

目 次

第1章 景観計画の目的	1
1 景観とは.....	1
2 景観計画策定の背景・目的.....	2
3 景観計画の位置づけ.....	2
第2章 日出町の景観特性	3
1 景観の形状	3
2 景観を構成する要素	4
3 景観の特性.....	5
(1)自然的景観の特性	5
(2)歴史・文化的景観の特性.....	7
(3)都市的景観の特性.....	9
4 住民意向調査	11
(1)景観に関するアンケート調査	11
(2)住民ワークショップ.....	12
(3)景観保全にかかわる住民活動事例	14
5 景観形成に関する課題.....	15
第3章 景観形成に関する目標と方針	16
1 景観形成の目標・基本方針	16
(1)日出町の景観形成の目標	16
(2)景観形成の基本方針	18
2 景観計画区域とゾーニング	20
(1)景観計画区域の設定.....	20
(2)景観ゾーンの設定	21
3 ゾーン別の景観形成の方針.....	23
(1)まちゾーン.....	23
(2)里うみゾーン	24
(3)里やまゾーン	25
(4)奥やまゾーン(鹿鳴越連山エリア)	26
(5)沿道景観ライン	27
4 景観形成重点地区の景観づくり	28
(1)景観形成重点地区の設定	28
(2)景観形成重点地区(日出城址周辺地区)の概要.....	29
(3)景観形成の方針.....	30
第4章 良好な景観形成のための行為の制限.....	31
1 景観法に基づく届出.....	31
(1)届出の流れ.....	31
(2)届出の対象となる行為.....	32
(3)適用除外.....	33

(4)特定届出対象行為.....	33
2 景観形成基準	34
(1)景観計画区域(日出町全域)	35
(2)景観形成重点地区.....	38
3 色彩基準.....	39
(1)マンセル表色系と色彩基準の考え方	39
(2)重点地区の色彩基準	40
第5章 良好な景観形成の仕組み	43
1 屋外広告物の方針	43
2 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針.....	44
(1)景観重要建造物	44
(2)景観重要樹木	45
3 景観重要公共施設の整備に関する事項	46
(1)景観重要公共施設の指定方針	46
(2)景観重要公共施設の整備方針	47
第6章 景観行政の推進体制	48
1 住民・事業者・行政の協働による景観づくり	48
2 協働による景観づくり.....	49
(1)景観づくりのルール・体制づくり	49
(2)景観まちづくりの推進	50
(3)広域的な景観づくり	50
資料編	
巻末資料1 日出町景観計画策定経緯.....	51
巻末資料2 日出町景観計画策定委員会 委員名簿.....	52
巻末資料3 生物多様性と循環	53
巻末資料4 用語集	54

第1章 景観計画の目的

1 景観とは

景観とは、その地域の自然環境や立地条件を活かしつつ、そこに生活してきた人々が作り上げてきたものであり、長い歴史の中で培われ受け継がれてきたものです。

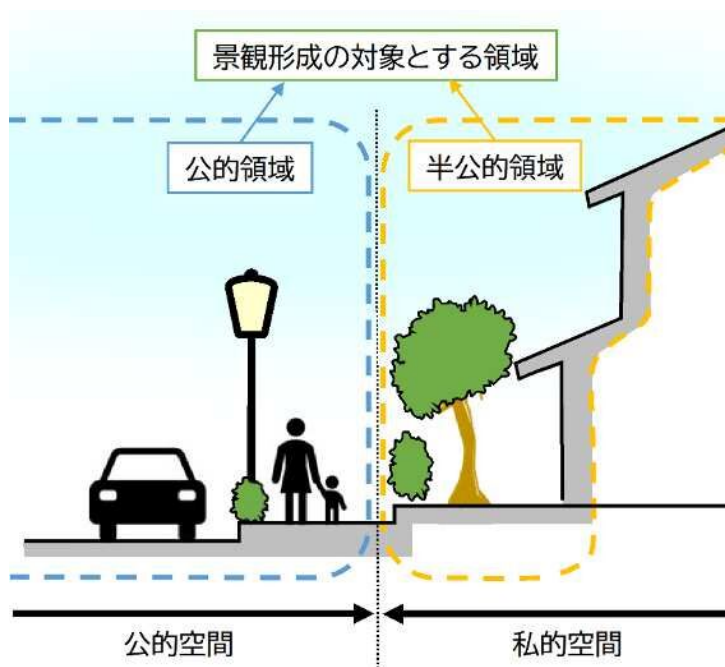
良好な景観は、その地域の文化の一部として住み心地の良さにつながるとともに、そこに住む人にとっての誇りと愛着の対象となり、外から訪れる人々を引き付けることにもなります。

景観に対する感じ方や接し方は人によって様々ですが、長い歴史の中で地域の気候や風土等により、その地域に合ったものが育まれ、受け継がれてきた結果として現在の景観があります。更に、単に目に見えるものだけでなく、音や匂いなどの五感を通して感じるものや、見るものとの遠近感、見る場所の環境等の様々な要素が合わさり、つながることにより、良好な景観は形成されます。

※景観形成の対象範囲

すぐれた景観を形成するためには、公共建築物や道路、公園などの公的空間だけでなく、個人が所有する建築物の塀や生垣、屋根や外壁など公的空間から見える部分(半公的領域)についても景観形成が図られなければなりません。

本計画では、所有形態の公私を問わず、公的空間から見える範囲(公的領域・半公的領域)を景観形成の対象とします。



■景観形成の対象範囲 イメージ

2 景観計画策定の背景・目的

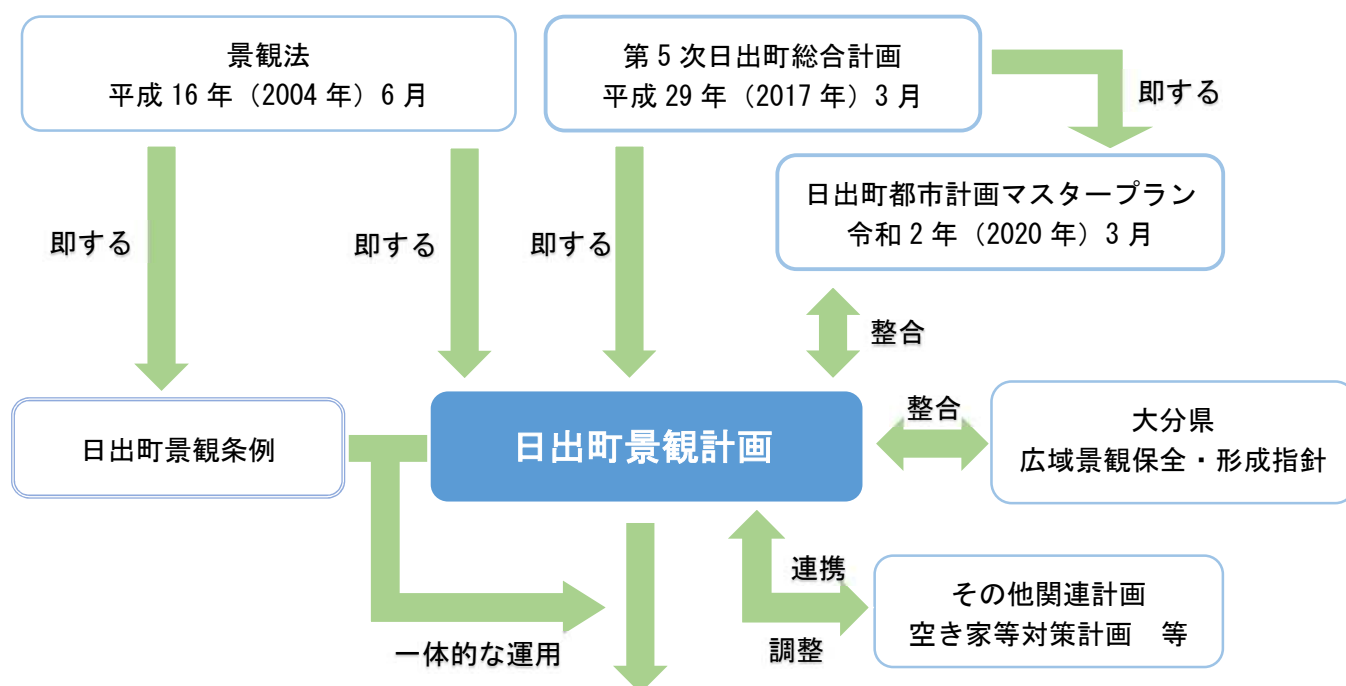
日出町は別府湾の北側に位置しており、長い海岸線と共に南向きの斜面の鹿鳴越連山を有しており、山と別府湾に囲まれた豊かな自然や、城址や祭り等の歴史・文化等が織りなす良好な景観が形成されています。そのような状況の中、日出城址周辺の家屋の更新に伴う城下町風景の変容が問題となり、既存景観の保全を目的として令和元年に景観行政団体へと移行しました。また、FIT法の施行後、南向きの丘陵の傾斜を活かした大規模な太陽光発電設備の設置が町内の各所でみられ、自然との調和に支障が生じています。こうした背景から、景観の保全について町民の関心が増しています。

日出町景観計画(以下、本計画)は、日出町らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針および景観形成の基準を設定し、住民・事業者・行政の分担と連携・協働による地域固有の特性を活かした良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進する事を目的としています。

3 景観計画の位置づけ

本計画は「景観法第8条」に基づく景観計画を定めるものであり、第5次日出町総合計画や都市計画マスタープランを上位計画とし、自然と調和し、歴史的な景観を保全しながら、住むことに喜びを感じる良好な景観形成を進めるものです。

また、県では『大分県広域景観保全・形成指針』を策定しており、地形や気候、歴史、文化等による一体的もしくは共通性を有し、複数の市町村にわたる景観を広域景観とし、関係者が協働して守り育てていくことを基本理念としています。本計画は、県の指針との整合を図り作成するものです。



住民・事業者、行政の適切な分担と連携・協働による良好な景観形成の推進

～景観法とは～

景観法は、地域特性に応じた適切な景観規制を設けることで、美しく良好な景観を現在及び将来の住民がその恵沢を享受できるようにするものです。歴史的な景観や自然景観の保全はもとより、景観と観光、景観と農業など、様々なテーマで地域の独自性を発揮したまちづくりを進めるツールとして総合的な活用も期待されています。

第2章 日出町の景観特性

1 景観の形状

景観の形状は大きく分けて、「面的景観」「線的景観」「点的景観」の3種類に分類されます。

面的景観は、地形や土地の利用形態によって、一定のまとまりを持って形成される景観です。本町では、市街地を取り囲む山々や別府湾、田園風景等が該当します。

線的景観は、道路や海岸線など、線的なつながりをもって形成される景観です。本町のシンボルとなっている国道 10 号や国道 213 号の沿道や糸ヶ浜、城下海岸等が該当します。

点的景観は、地区の景観を特徴づける文化財や歴史的建造物、ランドマークとなる施設、祭りイベント等のスポット的に形成される景観です。本町では「日出城址」や「赤松橋」に代表される文化財建造物や「経塚山のミヤマキリシマ自生地」等の天然記念物が該当します。

面的景観



鹿鳴越連山



別府湾



藤原地区の田園風景

線的景観



国道 213 号沿道



糸ヶ浜海浜公園



城下海岸

点的景観



日出城址



赤松橋



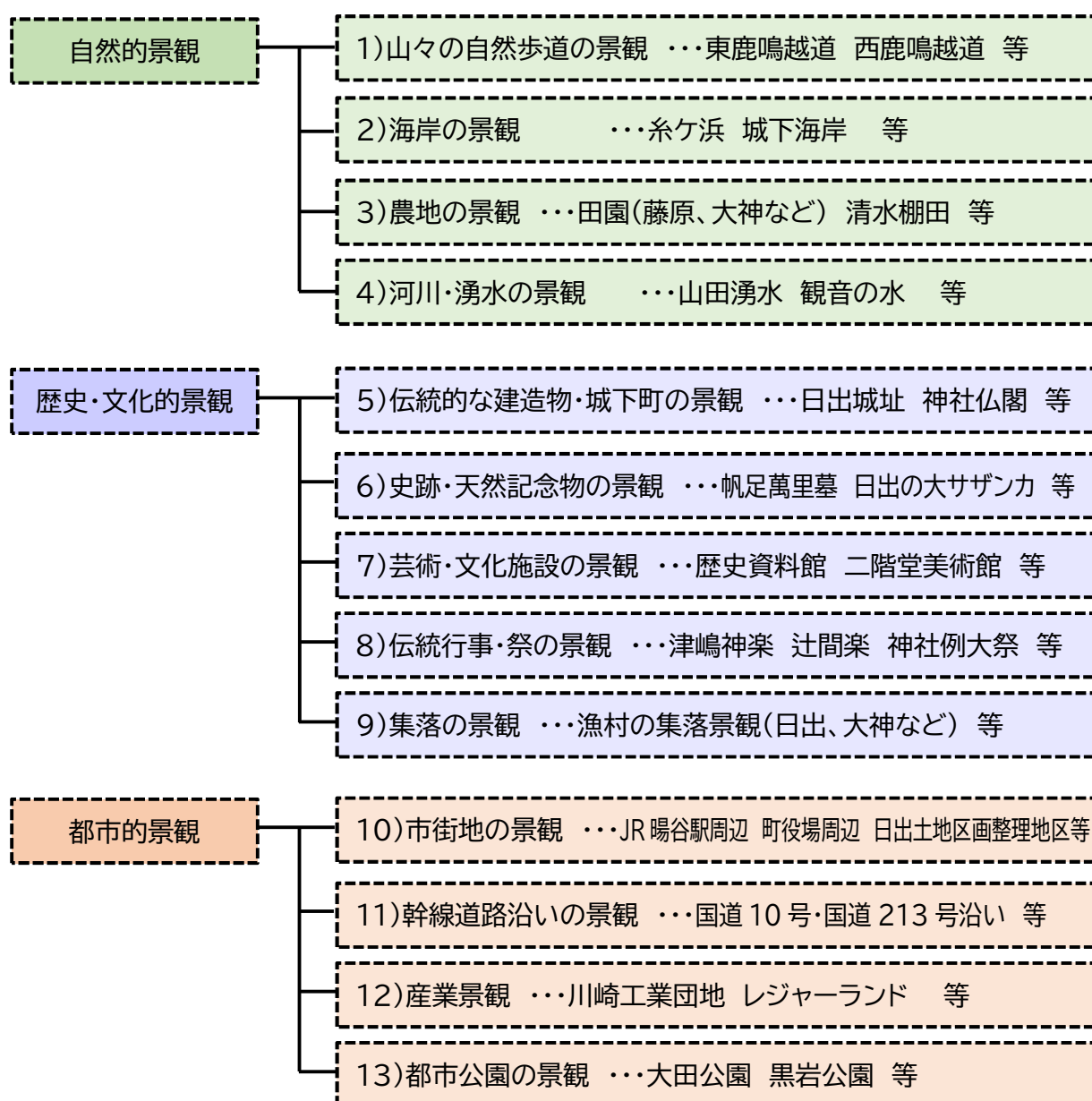
経塚山のミヤマキリシマ自生地

2 景観を構成する要素

本町の景観は大別して、「自然的景観」「歴史・文化的景観」「都市的景観」の3種類に分類されます。

自然的景観として、「やま」と「うみ」の景観が挙げられます。「やま」の景観である鹿鳴越連山には、経塚山や七ツ石山、古城山、城山などがあり、沿岸域の重要な借景であるとともに、日出町の市街地や別府湾を一望できる優れた眺望点を有しています。また、「うみ」の景観には糸ヶ浜や城下海岸などの美しい海岸線があるなど、山から海にかけて多様な自然資源から形成されます。

歴史・文化的景観は、近代遺産を代表する「旧成清家日出別邸(的山荘)」、近世日出藩ゆかりの遺産を代表する「日出城址」などの文化財、無形民俗文化財「津嶋神楽」「辻間楽」に代表される伝統行事や祭りなど、地域に育まれてきた歴史・文化的資源から形成されます。都市景観は、商店街や住宅地等の住環境と商業環境との連携を図り、国道 10 号や国道 213 号等の幹線道路沿道、工業団地の立地による産業立地の集積化など、計画的あるいは人工的に形成された都市空間から形成されます。



3 景観の特性

(1) 自然的景観の特性

本町は別府湾と緑の山々に囲まれた自然的景観が豊かなまちです。町のランドマークとなっている「鹿鳴越連山」は令和 4 年度に日本山岳遺産に認定され、「経塚山」や「七ツ石山」、「古城山」、「城山」などがあり市街地の背景としてやまなみの景観を形成しています。また、山頂から市街地や別府湾を一望することができ、経塚山山頂では 360 度見渡すことができるパノラマが広がっています。加えて、5月上旬～中旬頃と 10～11 月には県天然記念物の「ミヤマキリシマ」を楽しむことができるなど、多くの人の心に残る代表的な景観となっています。そのランドマークとなっている鹿鳴越連山に降った雨水が良質な湧水となって町内のいたる所で湧き出し、生活用水としてだけでなく農業用水としても使われており、大切な資源のひとつとなっています。その中でも「山田湧水」や「観音の水」には多くの人が水汲みに訪れ、特に「山田湧水」は、「ザビエル道(西鹿鳴越道)」登山口のすぐそばにあることから、登山客にも利用されるなど、観光資源にもなっています。「経塚名水」の水汲み場の近くには、法花寺里山保存会によりフジバカマが植えられており、5 月と 10 月中旬から 11 月初旬にかけて『旅する蝶』の「アサギマダラ」が花を求めて飛来します。

北東部の藤原地区や大神地区ではまとまった農地が広がっており、春先の水を張った水田や秋の黄金色の稲穂がのどかな田園風景を形成しています。また、鹿鳴越連山の中腹や山麓には棚田が見られ、指定棚田地域である「今畑棚田」、「法花寺棚田」、「城山棚田」、「清水棚田」では、農産物供給の促進や自然環境の保全・活用、伝統文化の継承など、棚田を核とした棚田地域の振興が推進されています。

沿岸部には「糸ヶ浜」や、「城下海岸」から「豊岡島山」までの約 2.7km 海岸沿いに遊歩道が整備され、別府湾を一望できる景勝地となっています。特に、「糸ヶ浜海浜公園」や「城下公園」からは、別府湾から昇る朝日を眺めることができ、また、八代港の近くにある 2 つの奇岩「金輪島」では、日の出、日の入りの時間帯に幻想的な光景を見ることができるなど海岸の景観が形成されています。

海から見る景観では、川崎地区から大神地区はがけ地となっており、海辺に緑が迫っています。



鹿鳴越連山



城山展望台



経塚山山頂



山田湧水



棚田



城下海岸



金輪島



日の出の風景

自然的景觀圖



(2)歴史・文化的景観の特性

本町を代表する文化財(史跡)である「日出城」は、慶長6年(1601 年)、豊臣秀吉の正室ねねの甥にあたる初代藩主木下延俊が約1年の歳月を経て築城しました。日出城址周辺における城下町としてのまちなみ景観は、現在も強く息づき、日出町を象徴する貴重な文化財が美しい歴史・文化的景観を形成しています。特に、JR陽谷駅南側には、「日出城址」(町史跡)をはじめ、「隅櫓(鬼門櫓)」「日出藩校致道館」などの日出藩ゆかりの文化財が数多く所在し、「旧成清家日出別邸(的山荘)」(国重要文化財)などの近代遺産とともに、歴史的まちなみが広がっています。さらに、日出城址に隣接する鷹匠地区では、土堀など歴史的な趣がある景観資源があります。

また、町内には、日出藩木下家の菩提寺である「松屋寺」、郷土日出の碩学帆足萬里一族の菩提寺であり、日本を代表する音楽家瀧廉太郎一族の墓所も営まれる「龍泉寺」、六郷満山文化ゆかりの「願成就寺」、そして日出藩の総鎮守であった「若宮八幡神社」や、「津嶋神楽」「辻間楽」(県無形民俗文化財)が奉納される「八津島神社」など、特色ある神社・仏閣が数多く所在します。そのほか、樹齢 400 年を超える「松屋寺のソテツ」(国天然記念物)や「日出の大サザンカ」(県天然記念物)など、景観に彩りを添える特色豊かな樹木も所在します。

本町の伝統行事としては、八津島神社に奉納される「津嶋神楽」「辻間楽」のほか、子どもの健やかな成長や良縁を願い大神原山地区にて新年に行われる伝統行事「かせどり」、若宮八幡神社の例大祭の「毛槍ひねり」など、各地で様々な祭事が営まれ、人々の交流と季節が織りなす風物詩としての景観を創出しています。



日出城址



日出城址周辺



旧成清家日出別邸(的山荘)



松屋寺



若宮八幡神社



津嶋神楽

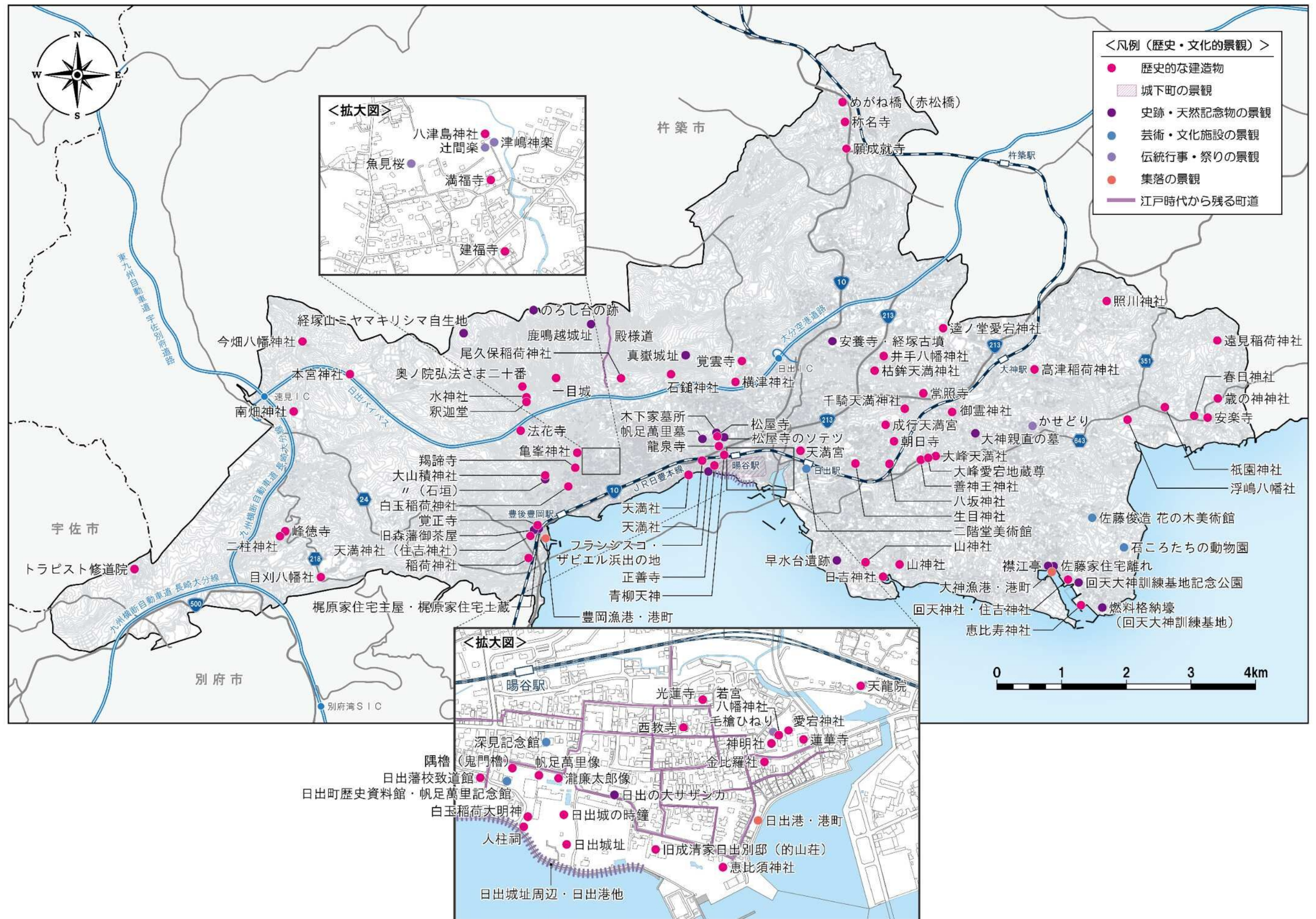


辻間楽



日出の大サザンカ

歷史・文化的景觀圖



(3)都市的景観の特性

JR陽谷駅や日出町役場周辺の中心市街地、国道10号や国道213号などの幹線道路沿道には、町民の暮らしを支える拠点として、店舗や事業所、公共施設等が立ち並び都市空間が形成されています。

JR陽谷駅や幹線道路沿道は、電車や車などで本町を訪れる人々にとっては玄関口となることや日出城址へのアクセスとなることから歴史的なまちなみ景観に合わせた歩道整備や公園整備、既存商店街の活性化につながるように、住環境と商業環境との連携を図りながら、良好な景観形成への取組が行われています。また、近年はJR陽谷駅北側にあった日出高校跡地を活用した生活利便施設の整備や、駅前広場、自由通路等が整備され良好な都市景観を提供しています。

町民の生活の場となる住宅としても中心市街地周辺および豊後豊岡駅、陽谷駅、日出駅、大神駅のJR各駅周辺では落ち着いた景観が形成されています。また、町民や来訪者の憩いの場である糸ヶ浜海浜公園は、海水浴、キャンプ、パークゴルフ等を楽しむことができる観光拠点となっており、公園の北側にある展望台からは、日の出を眺めることができます。

JR日出駅南側には、大分むぎ焼酎を製造している二階堂酒造が立地、町北東部の国道10号沿線にはレジャーランド「ハーモニーランド」が立地しており周辺との景観の調和を図りながら運営されています。また、川崎工業団地や日出港周辺では、立地可能性を活かした工場等の集積を図り、周辺環境と調和した産業誘致を推進しています。

一方で、日出バイパスを通ると車窓から多くの太陽光発電施設が確認され、無機質な印象を与えるなど、周辺景観への影響が懸念されます。



JR陽谷駅北口



幹線道路沿道



沿道からの眺め(別府湾)



住宅地



糸ヶ浜海浜公園



糸ヶ浜海浜公園展望台



川崎工業団地



日出港

都市的景観図



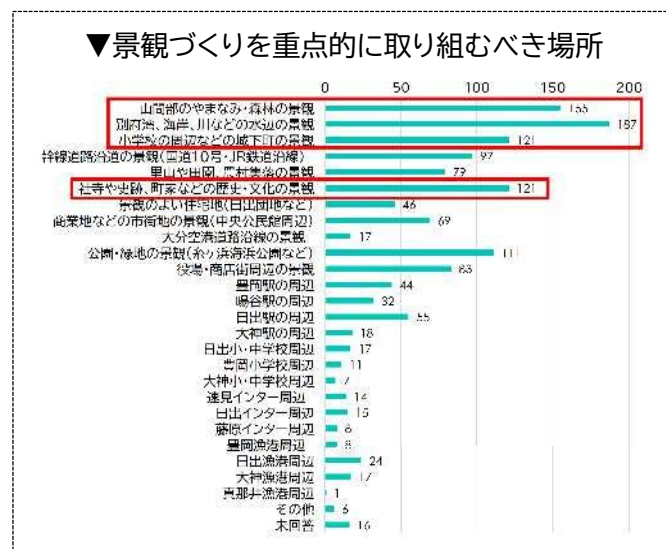
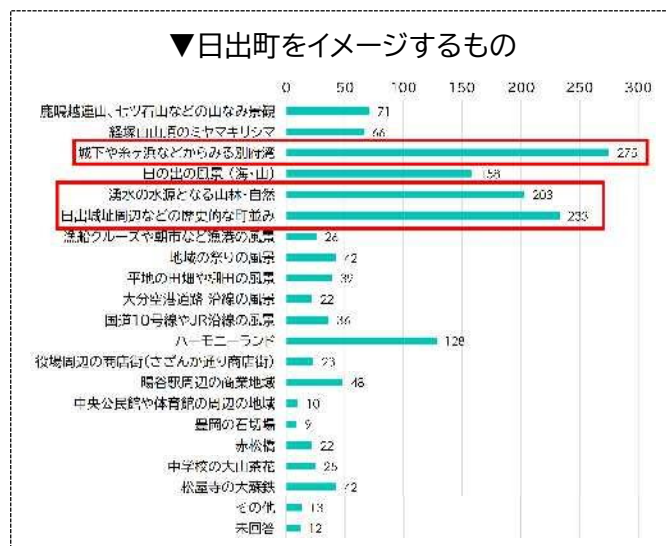
4 住民意向調査

本計画の参考とするため、令和 4 年 7 月に日出町住民を対象に「景観に関するアンケート調査」を実施しました。調査結果は次のようになりました。

(1) 景観に関するアンケート調査

① アンケート結果の概要

- 日出町をイメージするものとして、城下や糸ヶ浜から見る別府湾や、湧水の水源となる山林・自然の自然的景観や、日出城址周辺等の歴史的なまちなみなど、歴史・文化的景観についても多く挙げられました。
- 景観に関する満足度について、やまなみ、森林の景観、幹線道路沿道の景観は 4 割程度が不満、やや不満と感じています。
- 日出町の景観へ悪影響を与えているものとして、太陽光発電施設などの自然エネルギー施設や空き家・老朽化した建築物が多く挙げられました。
- 「景観づくりを重点的に取り組むべき場所」として、日出町の景観イメージでもある別府湾などの水辺の景観や、山間部のやまなみ・森林の景観、城下町や歴史・文化の景観が多く挙げられました。
- 景観形成のためにすべきこととして、行政によるルールづくりや空き家や耕作放棄地の解消支援のほか、民間によるボランティアや景観形成保全活動のための活動参加などが多く挙げられました。
- 景観づくり・まちづくりの方向性として自然豊かなまちであること、歴史・文化を大切にすのほか、PR・イベント・観光等に関することなどが今後の日出町に望まれています。



② 住民が考える景観づくりに必要なこと

- 景観に関する満足度について、やまなみ、森林の景観、幹線道路沿道の景観は不満と感じる人が多く、良好な景観のために重点的な取り組みが期待されています。
- 城下町や社寺をはじめとした歴史・文化的景観については行政による積極的な取組が求められるほか、ルール・方針の設定による景観保全が求められています。
- 景観に悪影響を与えている太陽光発電施設などの自然エネルギー施設や空き家・老朽化建築物については行政による規制や解消のための支援が求められています。

(2)住民ワークショップ

①住民ワークショップの概要

日出町の景観資源や今後の景観まちづくりの方針を検討するため、以下のテーマで話し合いました。

第1回実施概要

日 時:令和5年8月27日(日)13:30~15:30

参加者:31名

場所:日出町保健福祉センター

テーマ:1.日出町の好きな景観、気になる景観

2.景観まちづくりの将来像(方針)

■当日の様子



第2回実施概要

日 時:令和6年3月16日(土)13:30~14:30

参加者:16名

場 所:日出町役場大会議室

テーマ:日出町景観計画(素案)の内容説明

■当日の様子



②住民の考える日出町の景観資源

「自然的景観」「歴史的景観」「都市的景観」の3つの観点から日出町の景観資源を話し合いました。

自然的資源では、別府湾の眺めについて多く意見が挙げられたほか、棚田の景観や鹿鳴越連山の景観についても意見が挙げられました。

歴史的資源について、日出城址周辺の二の丸館や日出小学校のほか、回天神社、赤松橋等歴史的な建造物について意見が挙げられました。

都市的資源は、公園や駅の景観、ハーモニーランドや旧ロイヤルホテルなどの観光施設についても挙げられました。

気になる景観では、景観面だけでなく安全面でも懸念されている太陽光発電施設(ソーラーパネル)や海岸線のゴミ、耕作放棄地等の定期的な手入れが必要なものについての意見が挙げられました。

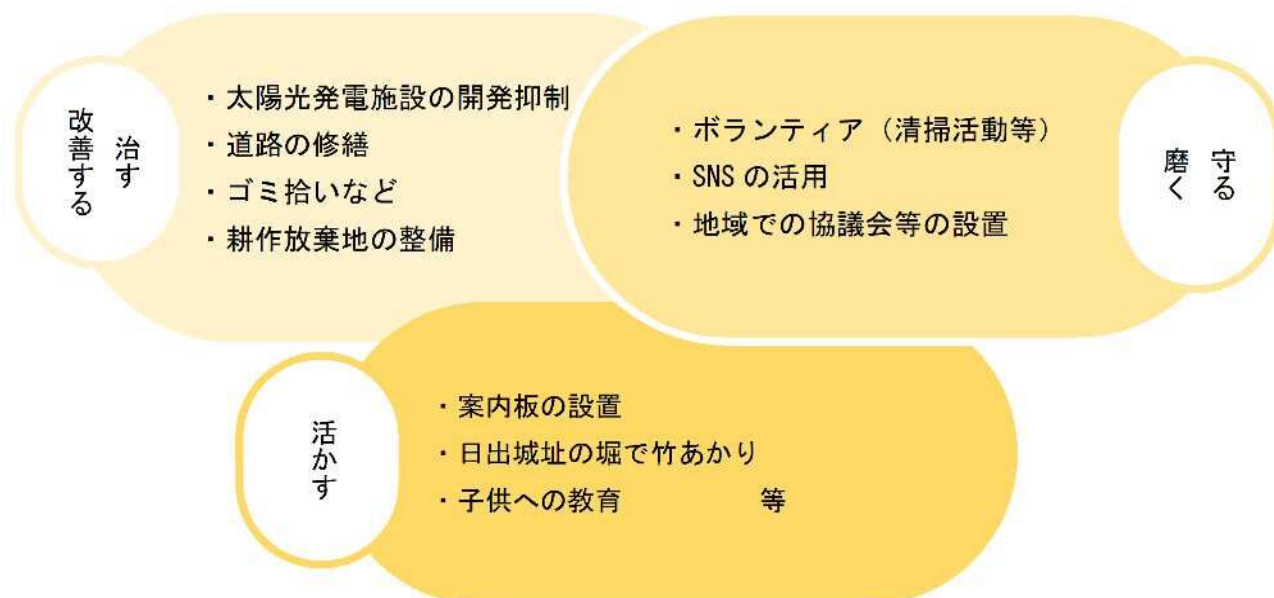
・別府湾の眺めが良い(城山、城址等) ・棚田の景観 ・鹿鳴越連山(経塚山、セツ石山等) ・湧水(山田湧水等) ・アサギマダラ(法花寺、長野地区) ・大サザンカ 等	自然的資源	・日出城址(二の丸館、日出小学校) ・回天神社 ・的山荘 ・赤松峠・赤松橋 ・神社、お寺 ・お祭り 等	歴史的資源
・ハーモニーランド ・大田公園(きれいな公園) ・暁谷駅、日出駅 ・日出団地 ・大神漁港のセリの風景 ・旧ロイヤルホテル 等	都市的資源	・気になる景観 ・太陽光発電施設(ソーラーパネル) ・海岸線のゴミ(糸ヶ浜、城下海岸) ・耕作放棄地 ・電線、電柱が空を覆う ・道路沿いの雑草等 ・山や森の手入れ ・夜間が暗い(駅周辺) 等	気になる景観

③住民の考える日出町の景観の方向性

住民が考える景観の方針として、「治す、改善する」という観点で、太陽光発電施設の開発抑制や、ごみ拾い、耕作放棄地の整備等が挙げられました。

「守る、磨く」の観点では、清掃活動等のボランティアや、SNS の活用、地域での協議会等の設置が挙げられました。

「活かす」の観点では、案内板の設置による PR や、日出城址での竹あかりの実施、子供への景観に関する教育等が挙げられました。



(3)景観保全にかかわる住民活動事例

現在住民主体で行っている景観の保全や美化活動に以下のようなものが挙げられます。

- ・ 農道や中山間施設集落の営繕活動
- ・ 道路、公園の営繕・美化活動
- ・ 文化財周辺の草刈などの営繕作業
- ・ 漁港の漂流物や海岸の漂着物、海底の堆積物の清掃・処理
- ・ トレッキングコースにおける倒木処理や道しるべなどの整備・営繕
- ・ 港町景観の維持・改善のためのフォーラム



5 景観形成に関する課題

本町の景観特性や住民意向調査の結果を踏まえて、良好な景観形成に向けて取り組むべき課題を“保全”“創出”“改善”“仕組みづくり”の観点で整理すると以下の通りとなります。

課題 1) 良好な景観の保全

- 経塚山や七ツ石山、古城山、城山などが連なる鹿鳴越連山は本町を代表するランドマーク、地域のシンボルとなっています。これらのランドマークを『見上げる眺望』やそこから『見下ろす眺望』を保全するため、それぞれの視点場の適切な維持管理や景観を阻害する建造物等の開発・建築を制限することが求められています。
- 糸ヶ浜や城下海岸をはじめとした別府湾の景観は本町の重要な景観資源となっており、糸ヶ浜海浜公園、城下公園、島山児童公園、八代港などの眺望点の保全と海岸や海の環境保全が求められています。
- 本町を代表する景観のひとつである日出城址やその周辺などの歴史的なまちなみは、先人たちより引き継いできたものであり、後世に残す重要な財産であるため、日出城址周辺景観保全条例に準拠し適切な維持管理により保全し続ける必要があります。
- 日出若宮八幡神社例大祭や八津島神社大祭など、町内各地で開催される伝統行事・祭りは本町を特徴づける景観ですが、祭りの担い手等の問題があり、これらの行事・祭りを守るために、地域住民だけではなく日出町全体として連携することが重要です。

課題 2) 地域資源の価値を創出する(高める)

- JR 駅前や幹線道路沿道の景観は本町の玄関口として人々が接する場であることから、玄関口にふさわしい魅力ある景観づくりが求められています。
- JR 湯谷駅と日出城址をつなぐエリアは、伝統的な建造物が数多く残っているまちなみであるため、住民や観光客が歩きたくなるような景観まちづくりが求められています。

課題 3) 景観阻害要素の改善

- 歴史的なまちなみを有する地区や主要道路沿道に周囲と調和しない色彩やデザインを持つ建造物や広告物が立地している場所があり、これらの建造物や広告物に対する適切なルールづくりが求められています。
- 北部および北西部に太陽光発電施設等が設置されており、低未利用地を有効に活用できる一方で海への土砂の流出が増加し、海が濁るなど、地域環境との調和が崩れている場所もあるため、これからの太陽光発電施設の設置には地域環境との調和が求められています。

課題 4) 景観形成に向けた仕組みづくり

- 良好な景観形成を進めるためには、行政の取組だけでなく住民一人ひとりの意識向上や活動も重要であり、住民・事業者等と行政が一体となり協働で取り組むことが必要です。
- 良好な景観の保全や形成を行う上でルールづくりに加えて、景観イメージを醸成することも重要です。

第3章 景観形成に関する目標と方針

1 景観形成の目標・基本方針

良好な景観の形成に向けて、景観形成に関する課題を解決し、本町の良好な景観の形成に関する考え方として、町の景観特性や上位計画、住民意向等を踏まえた景観形成の目標と方針を定めます。

(1) 日出町の景観形成の目標

「うみ」「やま」と調和した営みをはぐくむ景観づくり

～主旨～

●〈日出町の四季の風景と人の営みがもたらす景観〉

町内に点在する自然資源や歴史資源、まちでの伝統行事などは四季に応じて多彩な景観を創り出しています。春には、別府湾と日出城址を背景に咲き誇る桜や経塚山のミヤマキリシマなどが、まちを鮮やかに染め上げます。夏の糸ヶ浜海浜公園海水浴場や花火、しらすの天日干し等の風景は夏の風物詩であり、強い日差しが海と山を色濃く際立たせ、まちは生命力に溢れます。秋になると、的山荘のもみじが赤く染まり、山の方では棚田の実り豊かな稲穂が黄金色に輝きます。冬は日出中学校の大サザンカの花が美しく咲き誇り、真っ白な雪が積もった城下公園は、一面白銀の世界になります。

●〈日出町の自然の恵みと人の営みがもたらす景観〉

緑豊かな鹿鳴越連山等の奥山の湧水は、営みの場である棚田や里山を潤す小川となり、別府湾へ流れでたところで豊かな漁場を育んでいます。これらの循環と生物の多様性が、日出町の美しい景観の源となっています。城下海岸や糸ヶ浜、鹿鳴越連山などの「うみ」と「やま」の多様な自然景観や、日出城址や日出藩ゆかりの建造物などの歴史・文化的景観が融合し、人々の営みが紡いできた日出町らしい趣のある風景が形成されています。

別府湾を見晴らす山と海・田園と歴史あるまちなみがまとまった日出町特有の風景や伝統行事等の賑わいが住民の生活と融合し、誰でも身近に景観を感じられる状況を守り・活かし・育むことで、日出町らしい景観が形成されています。

●〈日出町らしい景観がもたらす豊かさと賑わいの創出〉

日出町らしい景観を一人ひとりが守り・活かすことで、これからも四季を通じて美しく、魅力ある日出町の海山を守りつづけるとともに、地域の景観資源を生かした交流を促進させ、地域に「うみ」と「やま」と調和した営みを育み、さらなる賑わいの創出を目指します。

“生物多様性と循環”と営みのイメージ



<棚田・農地>

食糧生産だけでなく、美しい景観形成や生態系の保全、保水機能など多面的な機能を有しています

<里山>

人が手入れをすることに生態系や良好な景観を保ちます

<公園>

子供の遊び場や地域コミュニティの場となる良好な公園の景観は、まちの風格を高め、まちの顔となります

<湧水>

山々に降った雨水や雪解け水が地中へと浸透し、湧水となって人々の生活を潤します

<駅>

まちの玄関口であり、まちにおける人と人の交流を促進し、まちの賑わいを創出します

<港町>

海での営みが生活を生み出し、人の営みと海が融合した景観を形成します

<歴史的・文化的景観>

地域に根差した身近な景観であるため、日ごろは価値に気づきにくいものです。その価値を正しく評価し、地域で守り、次世代へと継承します

<山と海>

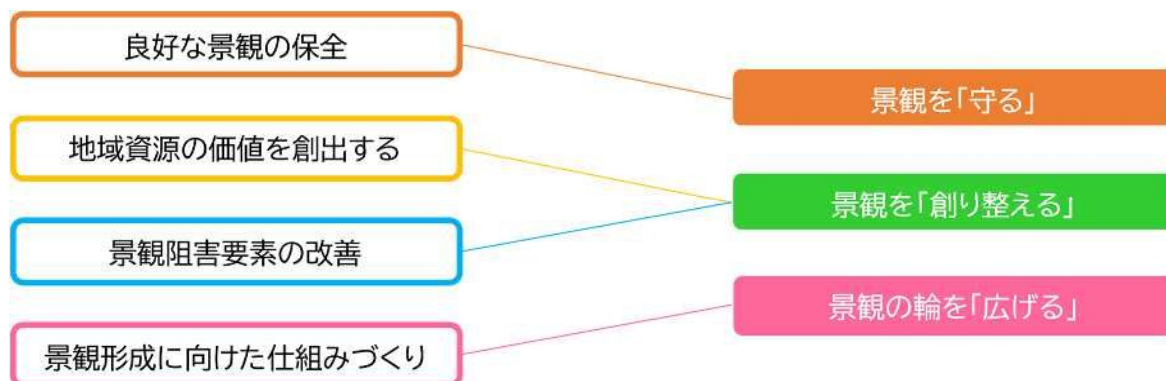
山の栄養が川から流れてきて豊かな海を作ります

<海岸の清掃>

定期的に清掃を行うことで良好な環境・景観を保全し、海の営みを守ります

(2) 景観形成の基本方針

「景観形成の目標」を実現するため、より具体的な景観形成の基本方針として、以下の3つを定めます。基本方針は景観形成に関する課題と対応しています。



基本方針① 景観を「^{まも}守る」

日出町は別府湾に面していながら、市街地の背後には山林があり、鹿鳴越連山である経塚山や七ツ石山、古城山、城山などの多彩な自然景観を有しています。日出城址やその周辺などの歴史的なまちなみは、先人たちより引き継いできたものであり、後世に残す重要な財産です。日出若宮八幡神社例大祭や八津島神社大祭など、町内各地で開催される伝統行事・祭りは地域固有の景観として継承されています。

今日まで先人たちが守り続けた本町の誇りある景観は日出町の財産であり、将来に渡って受け継ぐため、積極的に守り活用した景観形成に取り組みます。

基本方針② 景観を「^{つく}^{ととの}創り整える」

良好な景観を形成するためには、自然の風景や歴史を感じさせるまちなみを守るだけでなく、誰にとっても居心地がよく、訪れたい・訪れてほしいと思えるような空間へと価値を高めることが重要です。このため、地域の景観を構成する重要な要素をさらに磨き上げ、魅力ある景観の創出に取り組みます。特に玄関口となる主要な JR 駅や幹線道路等では、中心市街地の活性化や地域の賑わいづくりと連携した景観形成に取り組みます。

急速な人口減少や高齢化の進展により、空き家や耕作放棄地が急増し、中心市街地の賑わいのある景観や田園風景等を阻害しています。また、落ち着いた住宅地にある過度に派手な屋外広告物や農業地域内にある太陽光発電施設も良好な景観を阻害する要因になっています。効果的なゾーニングを進める中で、周辺と調和した景観づくりを進め、愛着のある景観に整えます。

基本方針③ 景観の輪を「^{ひろ}広げる」

美しい景観は、限られた人や団体だけで形づくっていくことはできません。

美しい景観を将来につなげられるよう、協働で取り組む景観づくりを目指し、町民、事業者、行政が役割を分担し、それぞれの力を合わせて、景観づくりの輪をつなげます。

良好な景観を自分たちの手で、「守り」、「創り整える」ことを通じて、一人ひとりの景観への意識を高めるとともに、地域の魅力を広く発信し、町内外に誇れる良好な景観形成に取り組みます。

課題1)良好な景観の保全

- 経塚山や七ツ石山、古城山、城山などが連なる鹿鳴越連山は本町を代表するランドマーク、地域のシンボルとなっています。これらのランドマークを『見上げる眺望』やそこから『見下ろす眺望』を保全するため、それぞれの視点場の適切な維持管理や景観を阻害する建造物等の開発・建築を制限することが求められています。
- 糸ヶ浜や城下海岸をはじめとした別府湾の景観は本町の重要な景観資源となっており、糸ヶ浜海浜公園、城下公園、島山児童公園、八代港などの眺望点の保全と海岸や海の環境保全が求められています。
- 本町を代表する景観のひとつである日出城址やその周辺などの歴史的なまちなみは、先人たちがより引き継いできたものであり、後世に残す重要な財産であるため、日出城址周辺景観保全条例に準拠し適切な維持管理により保全し続ける必要があります。
- 日出若宮八幡神社例大祭や八津島神社大祭など、町内各地で開催される伝統行事・祭りは本町を特徴づける景観ですが、祭りの担い手等の問題があり、これらの行事・祭りを守るために、地域住民だけではなく日出町全体として連携することが重要です。

課題2)地域資源の価値を創出する

- JR陽谷駅と日出城址をつなぐエリアは、伝統的な建造物が数多く残っているまちなみであるため、住民や観光客が歩きたくなるような景観まちづくりが求められています。
- JR駅前や幹線道路沿道の景観は本町の玄関口として人々が接する場であることから、玄関口にふさわしい魅力ある景観づくりが求められています。

課題3)景観阻害要素の改善

- 歴史的なまちなみを有する地区や主要道路沿道に周囲と調和しない色彩やデザインを持つ建造物や広告物が立地している場所があり、これらの建造物や広告物に対する適切なルールづくりが求められています。
- 北部および北西部に太陽光発電施設等が設置されており、低未利用地を有効に活用できる一方で地域環境との調和が崩れている場所もあるため、これからの太陽光発電施設の設置には地域環境との調和が求められています。

課題4)景観形成に向けた仕組みづくり

- 良好な景観形成を進めるためには、行政の取組だけでなく住民一人ひとりの意識向上や活動も重要であり、住民・事業者等と行政とが一体となり協働で取り組むことが必要です。
- 良好な景観の保全や形成を行う上でルールづくりに加えて、景観イメージを醸成することも重要です。

基本方針① 景観を「守る」

日出町は別府湾に面していながら、市街地の背後には山林があり、鹿鳴越連山である経塚山や七ツ石山、古城山、城山などの多彩な自然景観を有しています。
日出城址やその周辺などの歴史的なまちなみは、先人たちがより引き継いできたものであり、後世に残す重要な財産です。
日出若宮八幡神社例大祭や八津島神社大祭など、町内各地で開催される伝統行事・祭りは地域固有の景観として継承されています。
今日まで先人たちが守り続けた本町の誇りある景観は日出町の財産であり、将来に渡って受け継ぐため、積極的に守り活用した景観形成に取り組めます。

基本方針② 景観を「創り整える」

良好な景観を形成するためには、自然の風景や歴史を感じさせるまちなみを守るだけでなく、誰にとっても居心地がよく、訪れたい・訪れてほしいと思えるような空間へと価値を高めることが重要です。このため、地域の景観を構成する重要な要素をさらに磨き上げ、魅力ある景観の創出に取り組めます。
特に玄関口となる主要なJR駅や幹線道路等では、中心市街地の活性化や地域の賑わいづくりと連携した景観形成に取り組めます。
急速な人口減少や高齢化の進展により、空き家や耕作放棄地が増え、中心市街地の賑わいのある景観や田園風景等を阻害しています。
落ち着いた住宅地にある過度に派手な屋外広告物や農業地域内にある太陽光発電施設も良好な景観を阻害する要因になっています。効果的なゾーニングを進める中で、周辺と調和した景観づくりを進め、愛着のある景観に整えます。

基本方針③ 景観の輪を「広げる」

美しい景観は、限られた人や団体だけで形づくっていくことはできません。
美しい景観を将来につなげられるよう、協働で取り組む景観づくりを目指し、町民、事業者、行政が役割を分担し、それぞれの力を合わせて、景観づくりの輪をつなげます。
良好な景観を自分たちの手で、「守り」、「創り整える」ことを通じて、一人ひとりの景観への意識を高めるとともに、地域の魅力を広く発信し、町内外に誇れる良好な景観形成に取り組めます。

2 景観計画区域とゾーニング

(1) 景観計画区域の設定

本町の景観特性は、自然的景観、歴史・文化的景観、産業や生活の土地利用による都市的景観が重なり形成されており、特定の区域を切り取って景観保全・景観形成を図る必要がない区域として景観計画から外すことは困難です。そのため、日出町全域を景観計画区域とします。

また、本計画では、町内を「一般地域」と「景観形成重点地区」に区分し、地域の特性に応じた景観誘導を図ります。地域区分の考え方は以下の通りです。

	一般地域	景観形成重点地区
対象地域	景観計画区域で、景観形成重点地区を除く区域	地区レベルにおいて、すでに特徴のある景観を有している地区や、本町の景観形成において今後重要な役割を有すると認められる区域
地域区分のねらい	日出町全体として景観形成を図る上で、最低限配慮すべき事項をルール化する	地区独自に景観形成に関するルールを設けることで、地区特性を活かした良好な景観の規制・誘導を図る
規制誘導の基準	町全体における緩やかな規制・誘導	地区特性に応じたきめ細かな規制・誘導



景観計画区域：日出町全域

(2)景観ゾーンの設定

地域の持つ資源や土地利用などの景観特性に応じた景観形成を進めるため、景観計画区域を次の 4 つのゾーンと沿道景観ラインに区分し、景観誘導を行います。

ゾーン	概要
まちゾーン	日出町の市街地である豊後豊岡駅、陽谷駅周辺から川崎工業団地を含めたまちとしての景観を作るゾーン
里うみゾーン	漁港や産業地域など、現在の日出町の海辺でのいとなみや、日出城址や襟江亭等、日出町の歴史と海の関わりを考慮し、海と一体的な景観を作るゾーン
里やまゾーン	日出町の農村～田園風景から棚田～山林と、山とまちとをつなぐ景観を作るゾーン
奥やまゾーン	日出町の重要な景観であり、日本山岳遺産にもなっている鹿鳴越連山、住民だけでなく沿道景観ラインを通過する人たちの目にも留まる、雄大な山の稜線を持ち景観を形作るエリア
沿道景観ライン	国道 10 号の主要道沿道のエリア



ゾーン区分図



3 ゾーン別の景観形成の方針

景観形成の目標および基本方針を踏まえ、設定したゾーンごとの景観形成の方針を示します。

(1) まちゾーン

【景観の特性】

日出城址周辺の歴史的な営みが形成してきた景観や、市街地である陽谷駅周辺や川崎工業団地などの商業・産業の立地、豊岡地区をはじめとした住宅地など、現在の町の営みが形成されるまちの景観を有するゾーンです。

町の重要な景観資源である山や海の豊かな自然景観を一望できるため、視点場としても重要な区域です。



【景観づくりの目標】

日出町の営みと自然環境が調和した、魅力的なまちなみ形成に取り組みます

【景観形成の方針】

基本方針① 景観を「守る」

- ・まちの周辺に広がる穏やかな里山や田園との調和に配慮した、潤いのある景観形成を図ります。
- ・日出城址周辺では、無電柱化や高質空間の整備、緑地整備など、これまで実施してきた取組を継続します。
- ・歴史的な建築物と住宅が共存する地区では、関連計画と連携しつつ、歴史的な建築物の維持・保存と住環境の確保の両立を図った歴史あるまちなみを保全します。
- ・地域で受け継いできた伝統行事等のカタチのない景観を継承します。

基本方針② 景観を「創り整える」

- ・商業業務地・文化機能の集積を図るとともに、商業施設の雰囲気や沿道店舗の活気を維持・活用し、町の中心地としてふさわしい賑わいある景観形成を図ります。
- ・個々の敷地において緑化の促進に努めることで緑豊かな市街地景観の形成を図ります。
- ・良好な景観の維持・形成を図るため、地区計画や建築協定、風致地区などの関連計画等と連携し適切な有効活用を図ります。
- ・歴史的な建築物や文化財としての価値を維持・保存するとともに、歴史的な建築物を観光振興に活かす取組などにより、歴史と観光を融合した統一感のある景観形成を図ります。
- ・歴史的なまちなみの連続性を阻害する建物・文化財や工作物を適切に規制・誘導し、一体的なまちなみ景観の形成を図ります。
- ・事業者・管理者等との連携、協力の下で建築物・工作物や敷地内の修景、緑化を行うことにより、周辺景観と調和した潤いのある良好な景観形成を図ります。

基本方針③ 景観の輪を「広げる」

- ・町民による道路や公園の清掃活動、文化財の営繕・保守活動・またそれらを行政から後押しすることによって、生活空間としてのまちなみや歴史的景観の保全を図ります。



(2)里うみゾーン

【景観の特性】

別府湾を臨むこの美しい海の景観は、日出町の地域資源に挙げられています。また、漁港や産業地帯が立地し、海での営みが形成されています。

こうした、人々と海のかかわりによって景観が形成されている区域を里うみゾーンと設定します。



【景観づくりの目標】

海辺の営みを保全し、うみとの一体的な景観の形成を図ります

【景観形成の方針】

基本方針① 景観を「守る」

- ・別府湾沿いの海岸線については、都市に身近な自然環境として保全します。
- ・鹿鳴越連山、城山等の稜線と市街地が囲む別府湾により形成される海岸景観は、陸地側から「見る」、海側から「見られる」の関係性を意識した良好な景観の維持に努めます。
- ・山林の開発等により、土砂の流出が増加し海が濁る現象を防ぐため、里やまゾーンと連携した景観の保全に努めます。

基本方針② 景観を「創り整える」

- ・別府湾沿いの城下海岸や糸ヶ浜海浜公園、日出港等を一体の水辺空間として良好な水辺景観の形成に努めます。



基本方針③ 景観の輪を「広げる」

- ・町民による海岸や遊歩道の清掃のほか漁協による漂流物や海底の清掃など積極的に清掃活動が行われている現状があります。また、八代の金輪島でのしめ縄の飾りつけや、襟江邸周辺の漁港景観の維持・改善のためのフォーラムなどの町民活動を通して海岸や漁港の景観保全を図ります。



(3)里やまゾーン

【景観の特性】

里やまゾーンは大半が山地になっており、豊かな自然の中に田園風景である棚田や、主要な観光地、歴史的な建造物等が点在しています。このような山とまちとをつなぐ景観を作るゾーンを里やまゾーンとします。一方で、近年は耕作放棄地も増えており、豊かな自然景観の阻害要因となっています。



【景観づくりの目標】

日出町の豊かな自然景観と農地が調和した安らぎある景観の保全を図ります

【景観形成の方針】

基本方針① 景観を「守る」

- ・日出町の自然景観を特徴づけている棚田など、集落と農地が調和した緑豊かな田園景観を保全します。
- ・良好な営農環境を保全するため、「農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の保全や農業基盤の推進を図ります。
- ・田園の有効活用や都市計画制度の活用などの適切な規制方策の運用により、良好な田園風景を保全します。
- ・山林の開発等により地表面が露出しないように植栽を促進するなど、土砂の流出防止に努めます。

基本方針② 景観を「創り整える」

- ・耕作放棄地となっている農地を再生し、農地と集落が一体となった景観形成を図ります。
- ・大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー事業の大規模工作物等は、設置区域や色彩、植栽等の工夫等の景観への配慮を行い、周囲の風景等と不調和にならないように努めます。

基本方針③ 景観の輪を「広げる」

- ・農道や農地の草刈や中山間集落における営繕活動などの維持活動、植樹による里やま景観の整備などの町民活動を通して農地や山間部の景観保全を図ります。



(4)奥やまゾーン(鹿鳴越連山エリア)

【景観の特性】

中心市街地や後述する沿道景観ラインから眺める緑のシンボル拠点である鹿鳴越連山がつくりだすスカイラインは、日出町の原風景となっています。一方で、近年は太陽光発電施設の設置が多く見られ、豊かな自然景観の阻害要因となっています。



【景観づくりの目標】

日出町の魅力の維持・向上につながる中心市街地や沿道景観ラインから見える山々の緑豊かな自然景観の保全を図ります

【景観形成の方針】

基本方針① 景観を「守る」

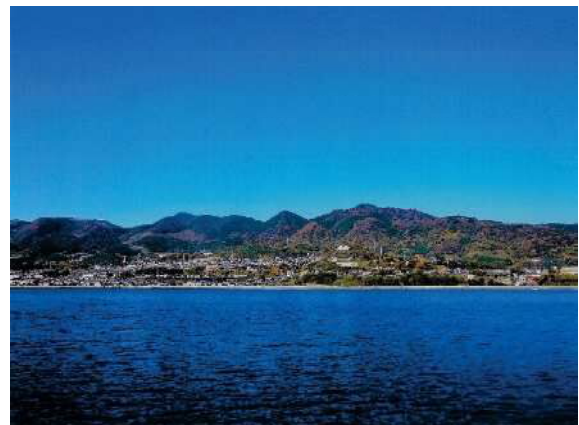
- ・森林の保全・育成により町のランドマークや市街地を囲む山々の緑豊かな山林景観を保全します。
- ・市街地や別府湾を見下ろす眺望の保全を図ります。

基本方針② 景観を「創り整える」

- ・大規模太陽光発電施設や風力発電施設などの再生可能エネルギー事業の大規模工作物等は、中心市街地や沿道景観ラインからの景観に影響しないように配慮を行い、周囲の風景等と不調和にならないように努めます。
- ・山間部の樹林地の自然環境を保全し、併せてトレッキングなどのレクリエーションの場として活用することにより、多くの人々が集う空間の形成を図ります。

基本方針③ 景観の輪を「広げる」

- ・トレッキングコースの整備営繕による環境の維持活動のほか、レクリエーションを通して鹿鳴越連山などの奥やまへの町民の興味・理解を深めることで日出町を象徴する景観であり、日本山岳遺産でもある鹿鳴越連山の景観保全を図ります。



(5)沿道景観ライン

【景観の特性】

国道 10 号は、本町と近隣市等とをつなぐ重要な路線で、「豊の国」における変化に富む山野や広々とした別府湾などを望むことができる広域的な都市活動を支える幹線路線です。特に豊岡付近では町のシンボルである鹿鳴越連山と広大な別府湾を同時に臨むことができます。



また、『大分県沿道の景観保全等に関する条例』で路側端から 20m の範囲が「沿道環境美化地区」として位置付けられており、沿道からの景観を阻害しないように配慮を求めています。

しかし現状は雑草が繁茂するとともに、様々な商業施設や住宅が立ち並んでおり、雑然とした景観となっています。

【景観づくりの目標】

町外からの来訪者も多く利用する主要幹線道路沿いで、周辺の自然景観と調和した沿道景観の形成を図ります

【景観形成の方針】

基本方針① 景観を「守る」

- ・植栽や沿道の緑化により、町のシンボルロードとして魅力ある沿道景観を保全します。

基本方針② 景観を「創り整える」

- ・幹線道路沿道の建築物等は賑わいを演出しつつ、周辺の環境と調和した景観形成を図ります。
- ・太陽光発電施設を設置する際は、道路等の公共空間から望見できる範囲には設置しないように努めます。
- ・良好な景観の阻害要素となる屋外広告物について、適切な規制・誘導を行うことで、周辺のまちなみとの調和や沿道からの眺望の確保を行います。

基本方針③ 景観の輪を「広げる」

- ・ボランティアでの清掃等の町民活動により、沿道における優れた景観の保全と環境の美化を推し進め、町民意識の育成を行うとともに、大分県広域景観保全・形成指針において「見る」「見られる」の関係にある広域景観エリア(別府湾エリア)の大分市・別府市との相互景観の保全に努めます。



4 景観形成重点地区の景観づくり

全町的に良好な景観形成を進めるために、先導的に景観形成に取り組む地区を定め、景観形成を推進し、段階的に対象範囲を拡大していく必要があります。そのため、景観区域の中で、重点的に景観形成に向けた取組を行う、景観上重要かつ象徴的・代表的な地区を「景観形成重点地区」として設定します。

(1) 景観形成重点地区の設定

本町における景観形成重点地区の指定基準は以下の通りとします。

- ① 日出町を特徴づけ、地域の顔となる地区
- ② 歴史的景観が残されており、その保全を必要とする地区
- ③ 交流や観光の拠点として良好な景観形成を推進する必要がある地区
- ④ 景観形成の取組が積極的に行われており、モデル地区として周囲への波及効果が期待される地区

日出町を代表する歴史的な景観を有する地域として、日出城址周辺地区と鷹匠町地区が該当すると考えられます。

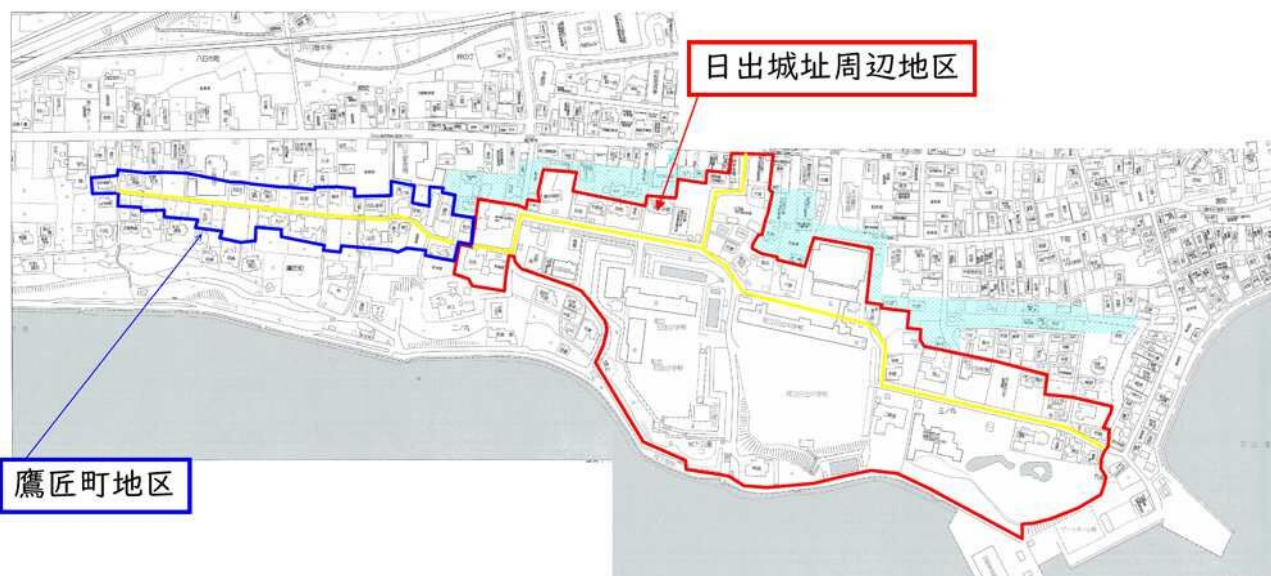
日出城址周辺地区は、日出城址をはじめ、的山荘や隅櫓（鬼門櫓）など歴史的景観を有しており、本町の代表的な観光地となっています。この地区は日出城址周辺地区景観保全条例により、景観保全に向けた制限等を行っている地区です。

隣接する鷹匠町地区についても、日出城址周辺地区と連続した景観形成が求められており、狭小幅員となっている町道の整備事業と合わせて取り組んでいく必要があります。

本計画では、上記の指定要件と地区の景観への取組状況等を踏まえ、本町のまちづくりおよび良好な景観形成において重要な位置づけである日出城址周辺地区を景観形成重点地区に指定します。

この景観形成重点地区は、本町の象徴となり、良好な景観形成の核となることから、地区住民との合意形成を図りながら、詳細な景観形成基準を設け、きめ細やかな景観形成を図っていきます。

鷹匠町地区については、町道の幅員が狭小で道路整備が必要であることや、重点地区決定までが性急であるという指摘もあったことから、今後は住民と話し合いながら、景観重点地区の候補として検討していきます。



(2) 景観形成重点地区(日出城址周辺地区)の概要

【地区の概要】

日出町は江戸時代に日出城とその城下町を中心に発展してきた町であり、現在でも当時の石垣や櫓などの建物、伝統的なまちなみが受け継がれています。また、築城とともに整備された道路の多くが今も生活道路として利用されています。日出城址周辺では観光交流拠点(二の丸館)が設置され、町外だけでなく町内の人々が集える場となっています。他にも、電線の地中化や周囲のまちなみと調和するための舗装整備が行われるなど、良好な景観形成に向けた取組が行われてきました。また、日出城址周辺は「日出城址周辺景観保全条例」が策定されています。

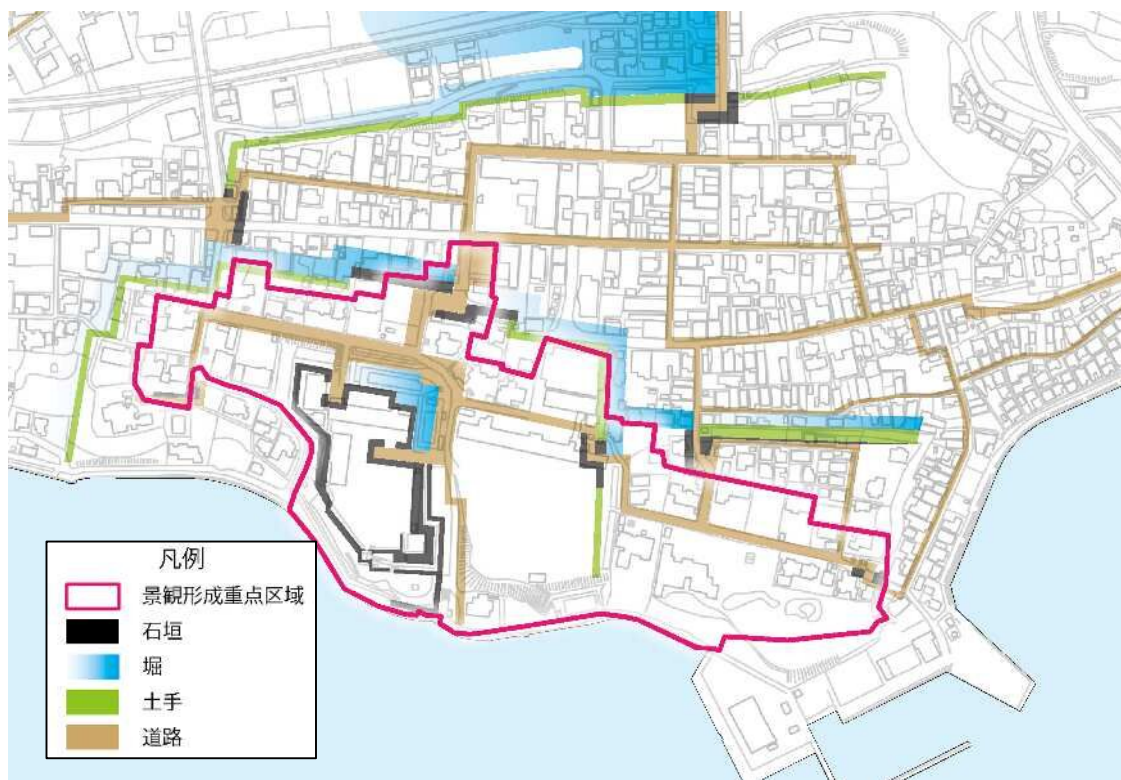


日出城址をはじめ、的山荘や隅櫓(鬼門櫓)など歴史的景観を有しており、本町の代表的な観光地となっています。建築物や工作物の外見等に関する規制により伝統的な景観が守られるよう努めています。

一方で、その外縁部では規制がなく、景観の連続性が阻害される恐れがあります。

【対象範囲の設定】

日出城址周辺景観保全条例の区域である「日出城址周辺地区」を重点地区として設定します。具体的には、致道館から恵比須神社、日出町役場から日出城址へとつながる町道を中心とした周辺地域とします。



※正保絵図復元案を参考に作成

(3)景観形成の方針

日出城址周辺地区の景観形成の方針は以下の通りです。

【重点地区の景観づくり】

歴史と文教の地としての日出町らしい城下町の景観を保全・形成し、未永く継承する

日出城址周辺の景観は、城下町の風情を残し、訪れる人々に潤いと安らぎをもたらしています。この景観は町民共有の財産であることから、一人ひとりが親しみと誇りを感じることのできる魅力あるまちづくりを推進するため、以下のような目標を設定します。

- ☞ 歴史と文教の地としての風格を基調とした城下町らしい町の景観及び情緒を守り、育て、作ります。
- ☞ 景観形成を図るため、町民の意見、要望が十分に反映されるよう努めます。
- ☞ 公共施設等の整備及び建築物の建設等を行うに当たっては、城下町景観の形成について先導していきます。
- ☞ 城下町景観の形成に関する町民及び事業者等の意識の高揚を図るよう努めます。
- ☞ 日出城址へ続く街路や沿道建築物など、歩行者目線の景観づくりに力を入れ、建築物等の形態や色彩、屋外広告物に関するルール作りにより、日出城址からの連続性のある景観形成を進めます。
- ☞ 緑化、広告看板設置の規制誘導などを進め、美しいまちなみ景観の形成を図ります。

第4章 良好な景観形成のための行為の制限

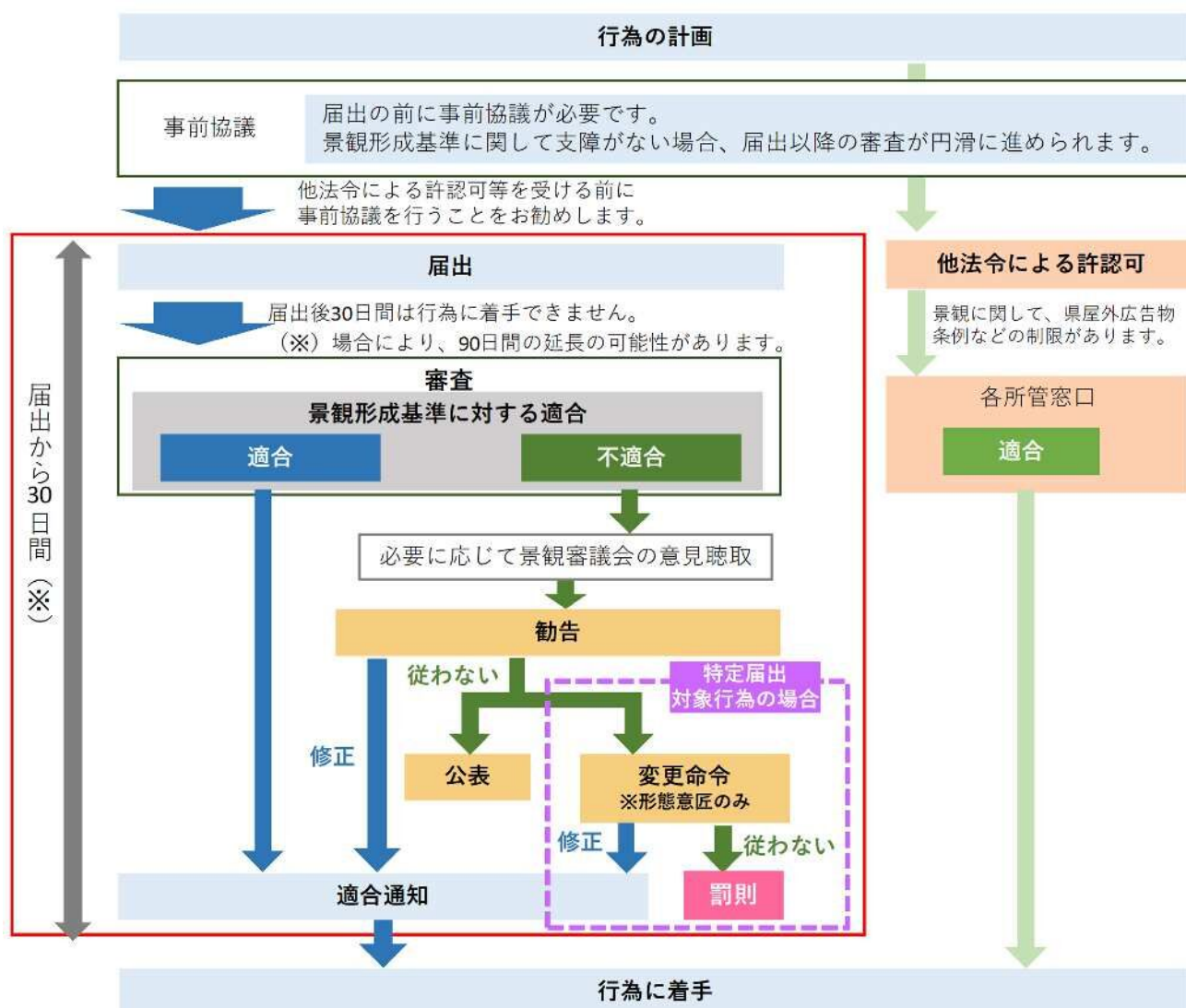
1 景観法に基づく届出

本町の良好な景観の保全と共に形成を図るため、建築物・工作物などの建設や、樹林の伐採、土地の開墾といった景観に影響を及ぼす行為に対し、形態・意匠(デザイン)などのルールを定めます。このため、景観計画区域内において、次に定めるものの建築などを行おうとする住民や事業者は、その行為の前に届出を行う必要があり、景観形成基準に適合した行為であることの確認が求められることとなります。行為者に対し、地域の景観と調和するように一定の配慮を求めることとします。

本町の自然景観や歴史的な景観資源等の保全・継承に向けては、土地の区画形質の変更、木竹の伐採または植栽、屋外における物品の集積は、景観形成上重要な行為となることから、これらについても届出対象とします。

(1)届出の流れ

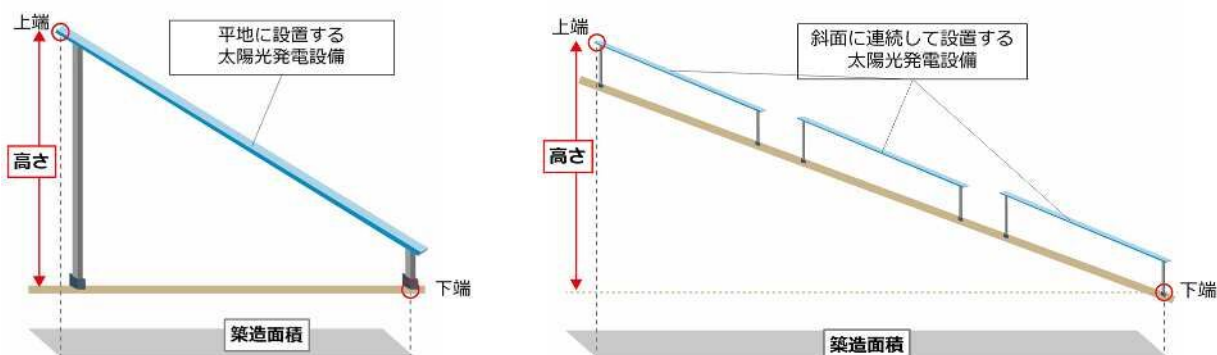
届出対象行為について、景観法の届出に先立ち、日出町と事前協議することができます。協議にあたり、届出する者は「第3章日出町が目指す景観づくり」を十分理解した上で景観形成基準に基づき、届出書を作成します。



(2)届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は以下の通りです。

行為		区域区分	
		景観計画区域 (景観形成重点地区を除く町全域)	景観形成重点地区
建築物	新築、増築、改築または移転、除却	高さ 13mまたは建築面積 500 ㎡を超えるもの	規模を限定しないで届出が必要
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	高さ 13mまたは建築面積 500 ㎡を超える建築物等の外観の変更で当該変更に係る部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの	
工作物	新築、増築、改築または移転、除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	工作物／煙突、コンクリートプラント等、高さ 13mを超えるもの (※電柱、屋外広告物を除く) よう壁／高さ5mを超えるもの 太陽光発電施設／高さが 10mを超えるもの、または、築造面積が 500 ㎡を超えるもの(一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く) 風力発電施設/高さが 10mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更		面積 1,000 ㎡を超え、かつ、のりの高さ 2mを超えるもの	
開発行為		敷地面積 1,000 ㎡を超えるもの	
木竹の伐採または移植		延面積 1,000 ㎡を超えるもの(ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く)	
屋外における物品の集積または貯蔵		高さ 2mを超えかつ面積 100 ㎡を超え、かつ、集積等の期間が 90 日を超えるもの	



■太陽光発電施設 高さ、築造面積 イメージ

(3)適用除外

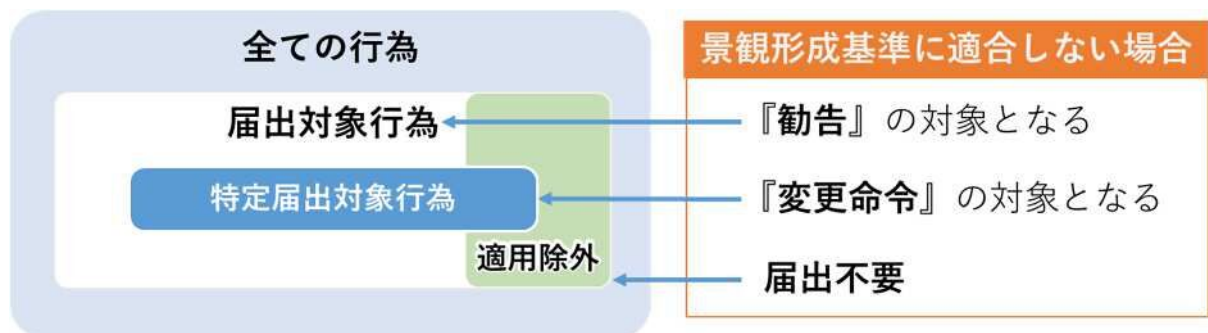
届出対象行為のうち、他の法令が適用される行為や農林業等を営むための行為等は届出が不要です。

- (1) 国、地方公共団体及び別に定められた公共的団体の行為
- (2) 文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為
- (3) 農林業を営むための土地の形質の変更、森林の伐採
- (4) 上記のほか、良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがないと町長が認める行為

(4)特定届出対象行為

届出対象行為のうち、建築物の建築や工作物の建設等については、条例により特定届出対象行為として定めることが出来ます。特定届出対象行為は、景観形成基準のうち、形態意匠の制限に適用しない場合、変更命令を行うことが可能となります。

本町では、景観計画区域の“建築物及び工作物の新設、増築、改築または移転、除去、外観の変更”を特定届出対象行為とします。



■届出対象行為の適用範囲 イメージ

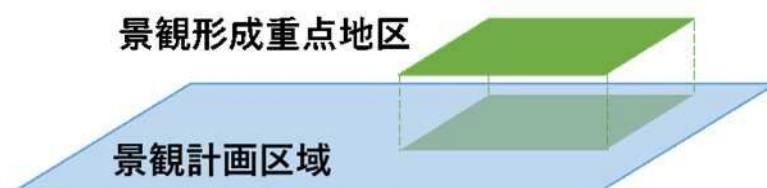
2 景観形成基準

景観形成には、行為を行う周囲に対して、不快感を与えず周囲と調和するよう配慮を行いながら整備することが必要です。

景観形成基準は、届出対象行為についての景観計画及び景観条例への適合審査を行う判断基準となるもので、良好な景観形成のために守ることが望まれる景観への配慮事項を示したものです。

当該行為者は、行為を行う事前の届出に共通事項を踏まえた配慮方針について記載を求めるとともに、行為別事項に基づき、当該行為の該当する項目ごとに、計画の適合・不適合のチェックを行うことで、行為者による主体的な景観形成に向けた配慮を誘導するものとします。

なお、景観形成重点地区は、景観計画区域の景観形成基準に上乗せした基準が定められます。



■景観形成基準の上乗せ イメージ

(1)景観計画区域(日出町全域)

事項		景観形成基準
共通事項		○前章の「ゾーン別の景観づくりの方針」に掲げる景観形成の考え方に沿うよう、それぞれの行為において配慮する。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。
建築物	配置および形状	○優れた眺望を有する視点場から海ややまなみなどの周辺景観への眺望を阻害しない配置及び形状とする。 ○行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模および配置とする。 ○隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とする。
	意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とする。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないように、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努める。 ○周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長の増進に資する素材を用いる。
	色彩	○周囲の山の緑やまちなみの景観に調和した落ち着きのある素材・色彩とする。 ○基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留める。
	附属設備の規模、意匠および色彩	○屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、覆いを設けるなどにより、建物本体および周辺景観との調和に配慮する。 ○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周囲のまちなみとの調和に配慮する。
	敷地利用（外構）	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努める。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努める。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置する。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努める。

事項		景観形成基準
工 作 物	高さ	○広がりのある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑える。 ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。
	形態・意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とする。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないように、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努める。 ○周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長の増進に資する素材を用いる。
	色彩	○周囲の山の緑やまちなみの景観に調和した落ち着いた素材・色彩とする。 ○基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留める。
	太陽光・風力発電設備類	○周囲のやまなみや広がりのある景観を阻害しないよう、眺望に配慮した配置や規模とするよう努める。特に、尾根線上や丘陵地、高台での設置は避ける。 ○道路や周辺からの見え方、周辺の景観との調和に配慮し、敷地境界からできるだけ後退させ、可能な限り植栽などによる修景を施す。 ○反射光による周辺環境への影響を与えぬように、位置や角度に十分配慮する。
	設備	○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫する。
開発行為 土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の採掘 その他の土地の 区画形質の変更		○開発後の土地の地貌および景観が、周囲の景観と著しく不調和とならない。 ○地貌を大きく変化させる連続した法面を生ずる切り盛りを避け、既存の地貌を著しく変更されるものでない。 ○開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観が維持されるように努める。 ○のりを生じた場合は、植生工による法面保護により、雨水、風化等による浸食を防ぐとともに、緑豊かな景観形成を図り、周囲の景観への影響を低減するように努める。

事項	景観形成基準
木竹の伐採 又は植栽	○やむをえず伐採を行う際には、可能な限り小規模にとどめる。 ○既存の景観及び地域の景観を極度に損ねないように努める。 ○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避ける。 ○眺望点からの眺望に配慮する。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源 その他の物件の 堆積	○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫し、植栽を行うなどの配慮をする。

(2)景観形成重点地区

日出城址周辺地区は、「歴史と文教の地としての日出らしい城下町景観の保全、継承」を目指しています。そこで、歴史的景観の保全に資する独自の景観形成基準を上乘せして定めます。

事項		景観形成基準											
共通事項		○風情ある城下町のまちづくりを目指して日出城址周辺の一体的なまちなみ景観の形成に努める。											
建築物	意匠	○屋根は、和風を基調とする切妻、入母屋または寄棟の勾配瓦屋根を基本とする。 ○外壁は、自然の風合いをかもし出す天然素材(木質材、石質材、土質材)を可能な限り使用する。 ○建具は、可能な限り木製を用いる。											
	色彩	○屋根は、近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、彩度 0(黒、灰色等の無彩色(N))とするとともに、周辺景観と調和するよう配慮する。 ○外壁は、次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する(色彩は P41 を参照) <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>R(赤)、Y(黄)、YR(黄赤)</td><td>4 以下</td><td rowspan="2">制限しない</td></tr><tr><td>GY(緑黄)</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td colspan="2">原則として使用不可</td></tr></table>	色相	彩度	明度	R(赤)、Y(黄)、YR(黄赤)	4 以下	制限しない	GY(緑黄)	2 以下	その他	原則として使用不可	
	色相	彩度	明度										
R(赤)、Y(黄)、YR(黄赤)	4 以下	制限しない											
GY(緑黄)	2 以下												
その他	原則として使用不可												
	附属設備の規模、意匠および色彩	○建具でアルミサッシ等を使用する場合は、黒ないし茶系統の落ち着いた色彩とする。 ○建築の付帯設備は、主たる建築物と一体感を保つデザインとするか又は木材等の質感豊かな材料で覆うなど、周辺の景観に配慮する。 ○垣、塀、よう壁については、周辺の景観と調和したものとなるように、木材や石等の自然的な素材を使用する。 ○コンクリート塀やブロック塀は、できるだけ設置しない。 ○やむを得ない事情でコンクリート塀やブロック塀を設置した場合、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をする。											
屋外広告物		○建築物等の壁面や屋上には、屋外広告物を設置しない。(ただし商業等営業用の建物は除く。) ○屋外広告物の設置は、周辺の景観を阻害しない場所に設置する。 ○屋外広告物は、自然の雰囲気をかもし出す木質系素材を中心素材とするが、予算や耐候性の関係から鉄やアルミ等の人工的素材の使用も可能とする。ただし、人工的素材は、茶色系のみで製作する。 ○眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。											
太陽光発電設備類		○設備等は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないように工夫し、周辺景観との調和に配慮する。											
その他		○自動販売機などは付帯建築物または周辺景観との調和に配慮する。											

3 色彩基準

建築物または工作物に係る景観形成基準において、色彩についてマンセル表色系を用いて基準を定めます。マンセル表色系による色彩基準は特に景観に配慮すべき地区である重点地区について設定します。

(1)マンセル表色系と色彩基準の考え方

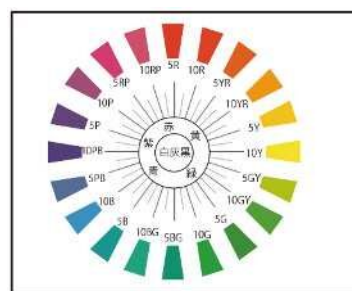
①マンセル表色系

マンセル表色とは、アメリカの美術家、アルバート・H・マンセル(1858～1918)が考案した色彩表現体系で、その数値を「マンセル値」と呼び、系統的に整理し記号化することで、その色がどんな色であるかを正確に表すことができます。

マンセル表色系では、色相(いろあい)・明度(あかるさ)・彩度(あざやかさ)のそれぞれ独立した色の性質(三属性)によってひとつの色を表現します。

○色相(いろあい)

10 種の基本色(赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫)の頭文字(R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP)をとったアルファベットとその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、「10R」や「5 Y」のように表記します。また、白、黒、グレー等は色相を持たずNと表記します。



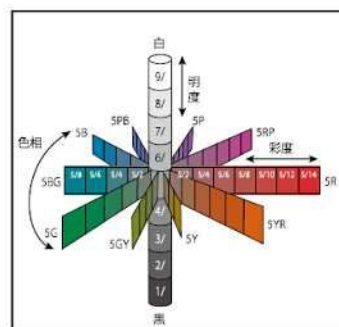
○明度(あかるさ)

0 から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10 に近くなります。実際には、最も明るい白で明度 9.5 程度、最も暗い黒で明度 1.0 程度です。

○彩度(あざやかさ)

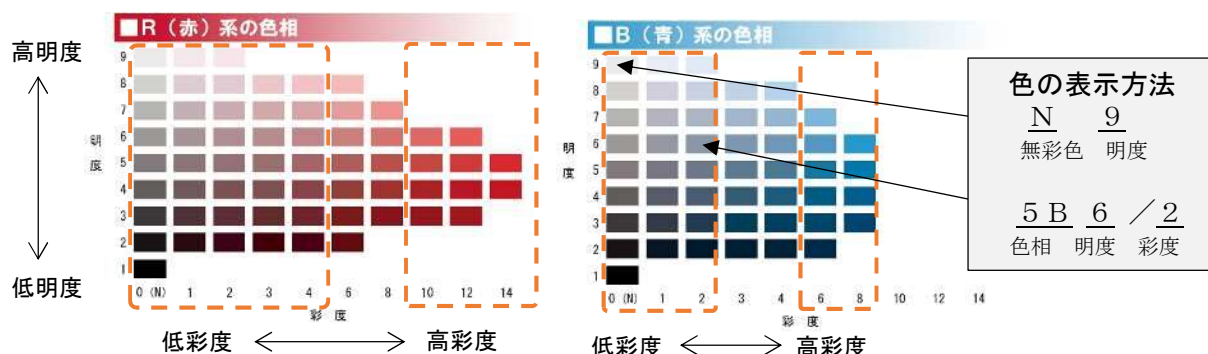
0 から 14 程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレー等の無彩色(N)の彩度は 0 になります。

最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは 14 程度、青緑や青などは 8 程度です。色相によって彩度の最大値が異なるため、一概に「低彩度」、「高彩度」を数値によって分類することは困難です。そのため、本計画では、彩度幅を 3 分割し、低い方の概ね 1/3 を「低彩度」、高い方の概ね 1/3 を「高彩度」とします。



○マンセル値

色相、明度、彩度の 3 つの属性を組み合わせる記号のことで。



②色彩基準における面積比の考え方

本計画では、建築物等の色彩について、外観における適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定することで、周辺の景観との調和を図ります。

○基調色

建築物等全体のイメージを生む、外壁各面の1/5以上を占める色彩を“基調色”と定義します。

○強調色

建築物等のデザインのアクセントとなる、建築物の外壁各面の1/5未満を占める色彩を“強調色”と定義します。

【基調色】
外壁各面の1/5以上
大面積で、建築物等の基調となり、建築物等全体のイメージを生む色彩

【強調色】
外壁各面の1/5未満
外壁面に一定割合で使用することにより、基調色を引き立て、建築物等全体の表情（デザイン）に、変化をつける色彩



(2)重点地区の色彩基準

①建築物等の色彩基準

建築物等の色彩の基準を以下の通り設定します。

○基調色

建築物等の基調色は、P41、P42に示す基準色に適合した色彩とします。

○強調色

建築物等の外壁にアクセントを付ける場合は、周辺の景観と調和する範囲で強調色を用いることができます。

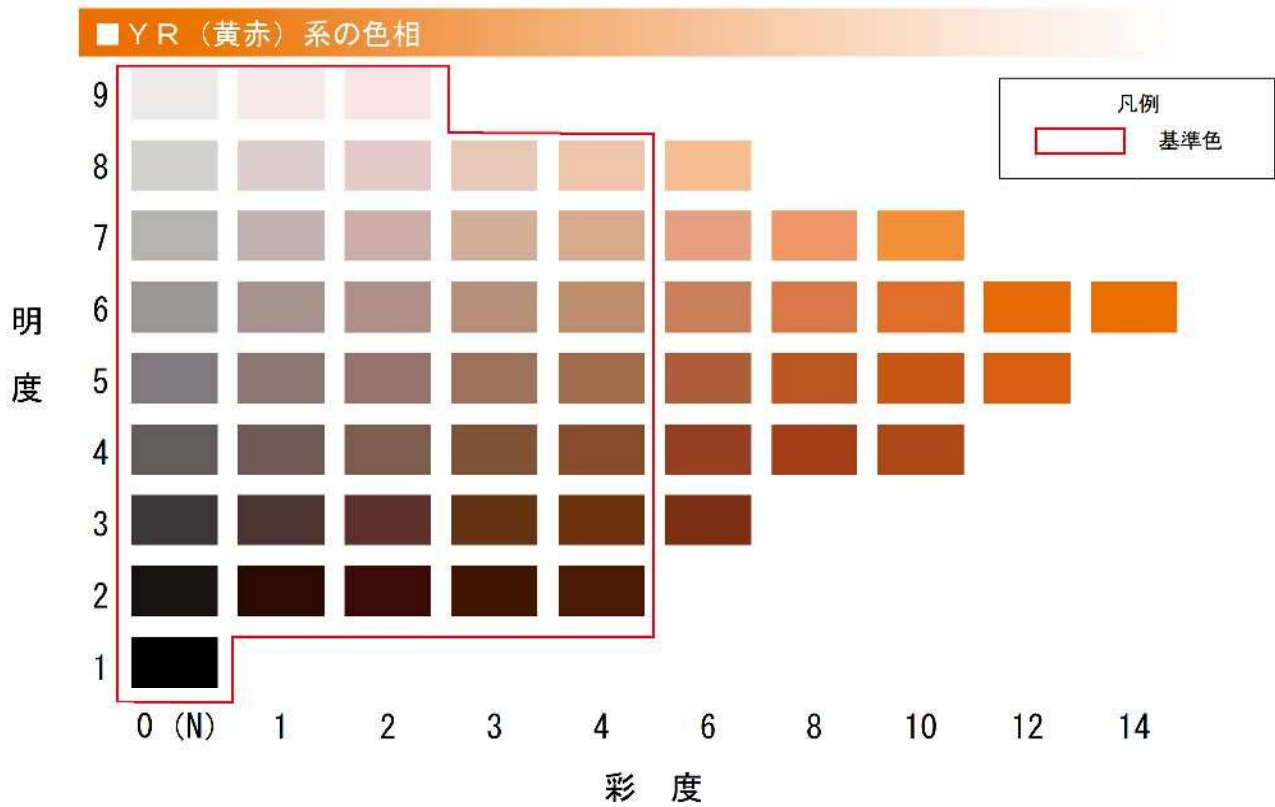
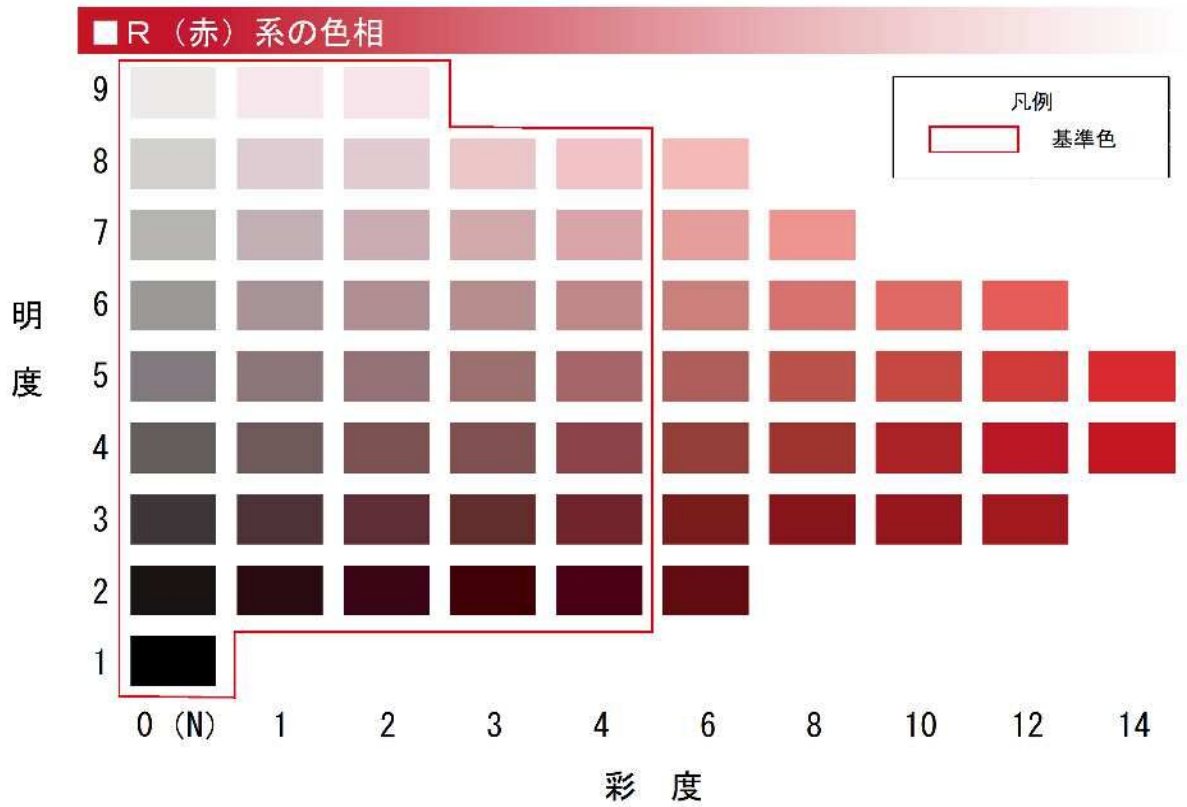
②色彩基準の適用除外

良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する次のような場合については、色彩基準によらないこととします。ただし、色彩基準の考え方や周辺の景観への影響を十分踏まえたものとする必要があります。

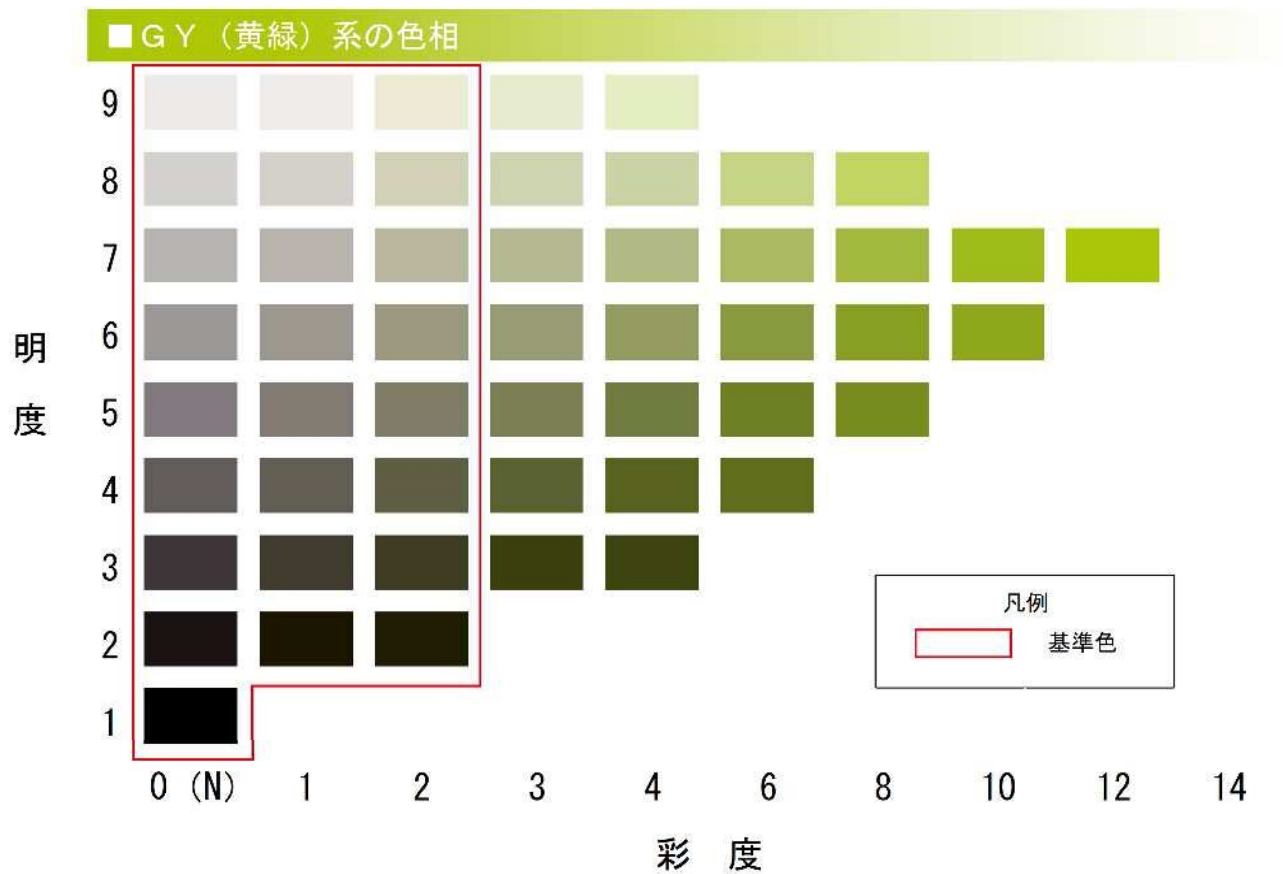
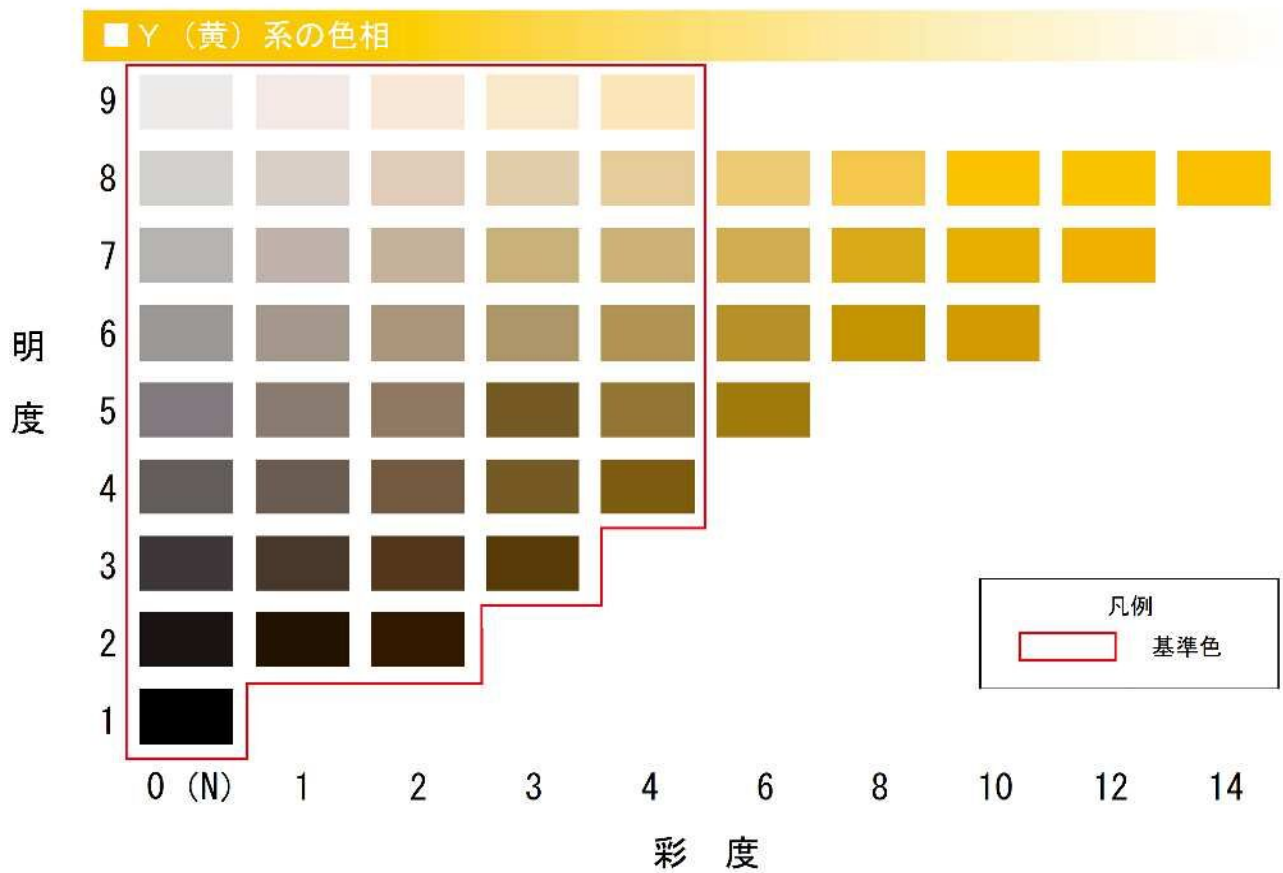
- 自然石や木材、漆喰や土壁等の自然素材、タイルやレンガ等を使用する場合で素地色または素地を見せての塗装をしたもの
- 社寺仏閣や文化財等の歴史資源、地域イメージの核となっておりランドマークの役割を果たしているもの
- その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資するもの

このほか、工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないこととします。

日出城址周辺地区



日出城址周辺地区



第5章 良好な景観形成の仕組み

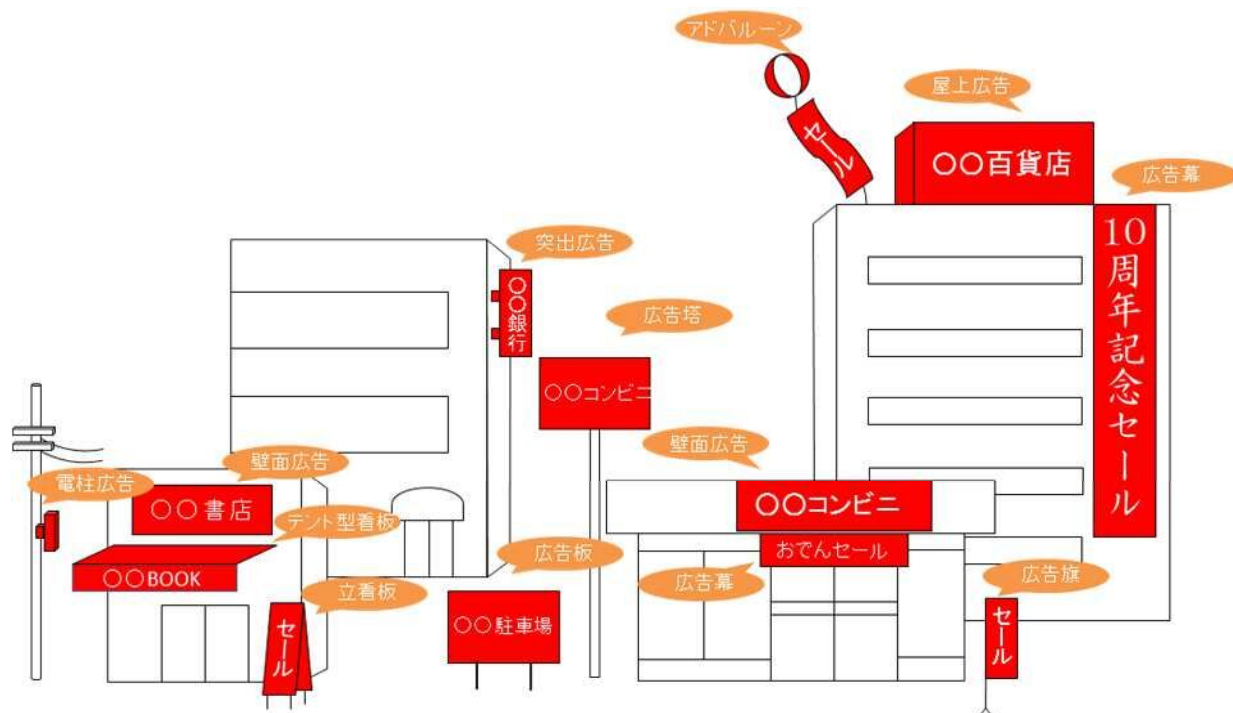
1 屋外広告物の方針

屋外広告物は、都市の雰囲気やイメージに大きな影響力を与えるなど、景観を構成する重要な要素の一つです。しかし、広告物が無秩序に氾濫すると、風致やまちなみを損なうなど、良好な景観を悪化させる要因にもなります。

そのため、大分県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示および提出に関する行為の配慮事項を定め、経済活動との調和を取りつつ、本町の良好な景観形成を推進していきます。

【屋外広告物の表示および提出に関する配慮事項】

- 眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。
- 複数の広告物が連立する場合は、大きさや色彩、方向などを揃え、ある一定の統一感が出るよう配慮する。
- 安全上の理由等を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避ける。
- 耐久性に優れた素材を用い、定期的な維持管理に努める。
- 自己用以外の貸し広告等を控える。
- 建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する。
- モニュメント的なものやシンボルマーク的なものになるよう工夫する。
- 地区・地域の特性に配慮した夜の風景の演出を工夫する。
- 広告物の照明については、光害を防止し、必要以上の点滅や回転を避ける。
- 液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ(電子広告)においては、周辺環境から逸脱した輝度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図る。



出典:大分県 HP

2 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

日出町の地域の個性を活かした魅力ある景観形成を進める上では、地域のシンボルとなる優れた景観資源となっている建造物や樹木を、適切に保全することが必要です。

特に、地域の自然、歴史、文化、生活などの特性を有し、良好な景観形成を推進する上で重要となる建造物や樹木は、景観法に基づき、景観重要建造物および景観重要樹木に指定することで積極的な保全を図ります。

景観重要建造物および樹木に指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となります。

なお、景観重要建造物および景観重要樹木の指定は、所有者との協議の上決定します。

(1)景観重要建造物

道路、その他公共の場所から容易に望見することができ、地域の良好な景観形成に重要と認められる建造物について、当該建造物の所有者との協議を行い、景観法の手続きを経て景観重要建造物に指定します。

景観重要建造物の指定にあたっては、建造物の所有者との協議の上、同意を得られた物件を前提とし、次に示す指定の方針を満たす建造物を日出町景観審議会の承認などを得て指定します。

なお、文化財保護法の規定による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての指定(仮指定含む)登録された建築物には適用されません。このため、「景観重要建造物」に指定された物件が後に文化財に指定された場合は「景観重要建造物」の指定を解除します。

【指定の方針】

- ①地域のシンボルとなっている建造物
- ②歴史的、または文化財的価値を持つ建造物
- ③古くから地域住民に親しまれているもの
- ④地域の良好な景観形成の規範となっているもの

<住民の考える景観形成に重要な建造物(住民アンケート結果等より)>

- ・日出小学校
- ・日出城址(周辺)
- ・襟江亭
- ・日出中学校
- ・回天(大神漁港) …など



襟江亭



日出城址

(2)景観重要樹木

景観重要樹木は、地域の自然、歴史、文化等から見て、樹容が景観上の特徴を有し、景観区域内の良好な景観形成に重要なものであり、道路やその他の公共の場所から誰でも容易に望見できるものです。指定にあたっては、樹木の所有者との協議を行い、景観法の手続きを経て景観重要樹木に指定されます。

文化財保護法の規定による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての指定又は仮指定された樹木は除きます。

【指定の方針】

- ①地域のシンボルとなっており、樹容が特に優れている樹木
- ②歴史的、または文化財的価値を持つ樹木
- ③古くから地域住民に親しまれている樹木
- ④相当の樹齢を重ねた古木や巨大樹木
- ⑤地域の従来からの樹種であり、自然の造形として高い価値が認められる樹木

<住民の考える景観形成に重要な樹木(住民アンケート結果等より)>

- ・魚見桜
- ・日出城址周辺の桜 …など



日出城址周辺の桜

3 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の指定方針

道路や公園、河川などの公共施設は、建築物、工作物等とともに、地域の重要な景観要素の一つで、景観形成に及ぼす影響は大きく、良好な景観形成のために先導的な役割を担っています。

国・県等の管理者の同意を得た公共施設を景観重要公共施設に指定し、整備基準や占用の許可基準を定め、本計画に即した景観形成を推進します。

【指定の方針】

- ①本町の景観の骨格となっているもの
- ②大規模な公共施設
- ③地域のシンボルとして町民に親しまれている公共施設
- ④良好な景観や自然風景地に位置する公共施設
- ⑤良好な周辺景観と一体的な景観形成に配慮する必要があるもの

< 住民の考える景観形成に重要な公共施設(住民アンケート結果等より) >

- ・糸ヶ浜海浜公園
- ・城下公園
- ・城下遊歩道
- ・日出城址(周辺)
- ・町立図書館 …など



糸ヶ浜海浜公園



城下遊歩道

(2)景観重要公共施設の整備方針

景観重要公共施設については、以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を推進します。

公共施設	整備方針
道路・橋梁	○「景観に配慮した道路付属物等ガイドライン」(国土交通省道路局)に従った整備に努める。 ○歩行者や車窓からの眺めに配慮した景観形成に努める。 ○道路線形は、地形を極力踏襲したものとし、新たに発生するのり面や切土、護岸が最小限となるように設計する。 ○道路の舗装は、周辺の景観との調和や通りの統一性に配慮する。 ○既存樹木は極力保存し、のり面や切土面には緑化を施すなど、周辺の景観との調和に配慮する。 ○街路樹や植栽帯を設置する場合は、適切な維持・管理に努める。 ○標識や防護柵、照明施設等の道路付帯設備の形態意匠や色彩、素材については、周辺の景観との調和や地域の統一性に配慮する。 ○橋梁の構造や形態意匠、色彩、素材については、周辺の景観との調和に配慮する。 ○魅力的な眺望を有する道路や橋梁については、眺望を楽しむことができる空間の整備に努める。
河川	○多自然型川づくりを基本とし、河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」(国土交通省)に従った整備に努める。 ○河川としての必要な機能や安全性を確保しながら、周辺の景観や地域の個性に配慮した整備に努める。
公園	○景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(国土交通省都市・地方整備局)に従った整備に努める。 ○自然や歴史、文化、暮らしなどの地域の個性が表れた周辺の景観への配慮や景観を活かす空間の整備に努める。 ○公園内の園路や休憩所、遊具等については、安全性を確保しながら、できる限り地域の素材の利用に努める。 ○魅力的な眺望を有する場所では、休憩所やベンチを設置するなど、眺望を楽しむことができる空間の整備に努める。
海岸・港湾	○「港湾景観形成ガイドライン」(国土交通省港湾局)や「海岸景観形成ガイドライン」(国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁)に従った整備に努める。 ○護岸等の整備にあたっては、自然環境の保全や美しい海岸景観との調和に配慮した整備に努める。 ○海や海岸への魅力的な眺望を有する場所では、休憩所やベンチを設置するなど、眺望を楽しむことができる空間の整備に努める。

第 6 章 景観行政の推進体制

1 住民・事業者・行政の協働による景観づくり

日出町固有の地形や風土から培われてきた良好な景観は住民共有の財産です。

日出町の良好な景観を次世代へ継承していくためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識した上で、協働による景観づくりに取り組むことが重要です。

立場	役割
住民	・まちや地域などの身近な景観に対する関心を持つとともに、課題認識、配慮を行う ・環境美化活動など、身近な景観づくりから取り組む ・地域や各種団体などによる景観づくりの活動やルール等景観形成事業に参画・協働する
事業者	・各種事業活動については、周辺景観との調和に十分配慮するように努める ・事業活動が周囲に影響を与えることを認識・理解 ・良好な景観形成に係る取組が事業や企業の価値を高めるとの視点を持ちつつ、景観形成にかかわる取組や事業への積極的な参画・協力が必要
行政	・景観形成に向けたルールを適正に運用 ・住民・事業者・行政の連携を積極的に推進 ・景観形成に関する情報発信や景観学習を実施し、景観形成の担い手づくり

2 協働による景観づくり

日出町では、良好な景観形成の実現に向けて、以下の取組を推進します。なお、これらの取組は、景観形成の基本方針の一つである“景観の輪を「広げる」”に基づいて推進していきます。

(1) 景観づくりのルール・体制づくり

○庁内体制の確立

良好な景観づくりを推進するためには、様々な分野における部局の連携、協力、調整が不可欠です。庁内関係各課で構成される横断的な協議の場の開催、定期的な運営を図り、景観施策の相互連携を図ります。

○景観審議会の設置

景観計画の変更や、届出に関する勧告や変更命令等に向けた審議、景観形成重点地区や景観重要建造物・景観重要樹木の指定等について、協議および審査を行う機関として、学識経験者、景観形成に関係する団体の代表者などで構成する景観審議会を設けます。



○景観協議会の設置

景観計画区域における良好な景観形成を図るため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構で「景観協議会」の設置することができます。

必要に応じて関係行政機関および観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業者、景観形成に関わる地域住民等を加え、良好な景観形成のための協議を行うものとします。

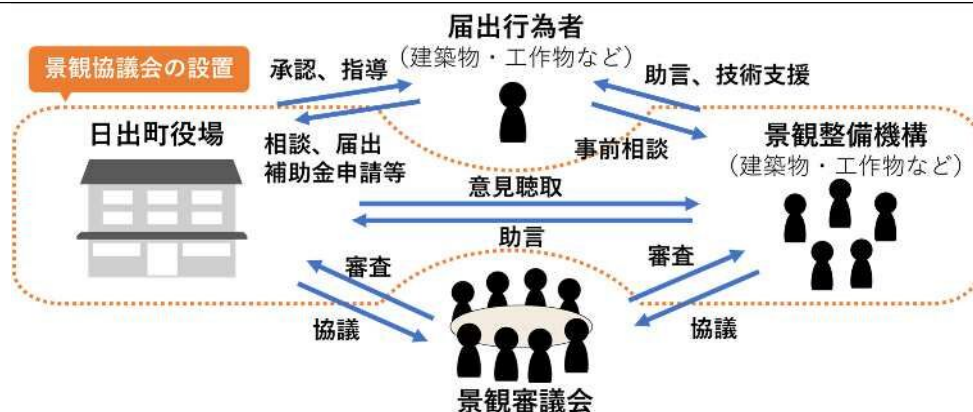
○景観整備機構の活用

民間の活力、ノウハウを積極的に活用し、民間団体や地域住民による自発的な景観の保全・整備を促進するため、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人または NPO について、良好な景観形成を担う「景観整備機構」として指定することが出来ます。

同機構に指定された団体・法人は、日出町と相互に連携を図りながら、良好な景観形成に取り組むものとします。

【景観整備機構の主な業務】

- 良好な景観形成に関する事業者に対する景観の専門家による情報提供
- 住民合意に向けたコーディネート
- 管理規定に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の管理
- 景観形成事業に有効利用できる政令で定める土地の取得・管理・譲渡(政令で定めるものに限る)
- 良好な景観の形成に関する調査研究



(2) 景観まちづくりの推進

○景観形成に関する情報発信

HP や広報誌等を活用した日出町の景観の魅力や地域の資源を紹介するとともに、景観形成に関する情報を容易に知ることが出来るよう、適切な情報発信に取り組みます。

○景観教育の推進

日出町の小・中学校など教育機関や地域活動団体等と連携し、地域の景観を活用し、地域の自然・歴史、人々の営みについて学習する機会づくりに取り組みます。



出典：小学校における景観まちづくり学習実践事例集(国土交通省)

○活動支援

地域住民・事業者による地域の美化活動、緑化活動、にぎわいづくりに向けた活動など、主体的な景観形成に関わる活動を行う団体を「景観まちづくり団体」として認定し、必要に応じて景観形成に関する情報提供や助言、広報、技術的支援等の支援を行います。

○複合分野での連携・協力

景観形成を進めるためには、土木・建築・都市計画・農林水産業・教育・文化財・観光などの多様な分野が同じ目標に向けて取り組む必要があります。複合分野間での連携・協力を行うため、庁内での連携体制づくりを進めます。

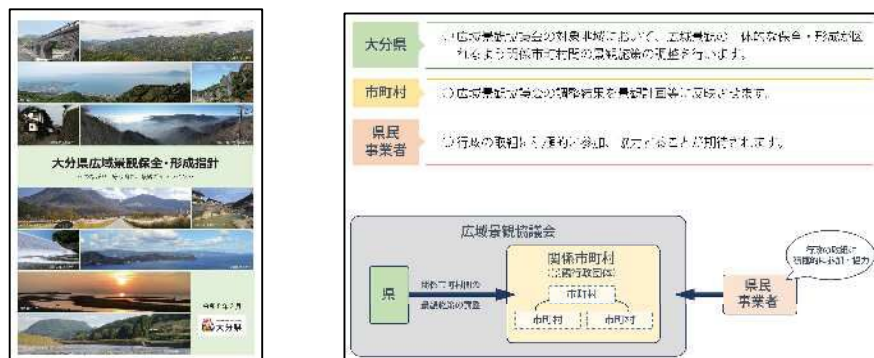
○景観ガイドラインの運用

良好な景観形成に向けて事業者と行政が景観配慮に関する共通認識を持つため、景観形成基準を図や写真などで示したガイドラインの円滑な運用に努めます。

(3) 広域的な景観づくり

○広域景観協議会の設立

広域景観の一体的な保全・形成に取り組むため、広域調整を担う県と関係市町が連携して「広域景観協議会」を設立します。広域景観協議会では、関係する市町村が景観の価値を共有し、必要に応じて届出基準を統一する等の景観法上の取組を図ります。



出典：大分県広域景観保全・形成指針(大分県)

資料編

巻末資料1 日出町景観計画策定経緯

日出町景観計画策定委員会

- 第1回策定委員会 令和5年10月12日(木)
- 第2回策定委員会 令和6年2月6日(火)
- 第3回策定委員会 令和6年7月3日(水)

住民ワークショップ

- 第1回ワークショップ 令和5年8月27日(日)
- 第2回ワークショップ 令和6年3月16日(土)

住民アンケート

令和4年7月23日(土)～令和4年9月5日(月)

パブリックコメント

令和6年5月1日(水)～令和6年5月31日(金)

開催年月	策定委員会	住民ワークショップ	住民アンケート	パブリックコメント
令和4年			7/23 ～9/5	
令和5年	第1回 10/12	第1回 8/27		
令和6年	第2回 2/6 第3回 7/3	第2回 3/16		5/1～5/31

巻末資料2 日出町景観計画策定委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

氏名	所属・役職
近藤 正一(会長)	学校法人 文理学園日本文理大学 工学部 建築学科 教授
柴田 建(副会長)	国立大学法人大分大学 理工学部 理工学科 准教授
穂山 和大	合同会社 まちづくり事務所まちもり 代表
西野 浩行	ひじ町ツーリズム協会
井上 隆敬	日出町農業委員会
中山 公夫	大分県漁協日出支店
武野 和明	日出町区長会
浅野 健治	建築士会別府支部
工藤 智弘	文化財保護委員会



■第1回日出町景観計画策定委員会



■第2回日出町景観計画策定委員会



■第3回日出町景観計画策定委員会

巻末資料3 生物多様性と循環

生物多様性とは、異なる能力を持つ多様な種が絶えず変化する環境下に対して、その対応を取る生物共同体の戦略であり、生物界は動物、植物などの生活とリスクマネジメントによって安定した平衡状態に保たれています。

様々な能力を有する生物種をできるだけ多く温存することが生態系(循環エコシステム)の安定に繋がり、異なる多様な種(生物多様性)は、環境の変化に伴い競争と共存を繰り返しながら、住み分けすることで地域の安定した生態系を育んでいきます。

循環エコシステムの機能は、異なる自然環境において例えば奥山の生態系、里山の生態系、河川の生態系が相互的にかつ密接に関連し最終的には海の生態系に影響を及ぼしていきます。

基盤となる生物多様性を維持していく上で、植生(植物相)は生物界の根幹を成す重要な役割を果たしています。そして多様性が大きければ大きい程、環境の変化に対応する能力も高くなっていきます。

地域社会が持続的に発展するためには、地域に内在する自然や森林あるいは農地などの健全なみどり資源が適正に存続し、自然環境に寄り添った土地利用や地域文化が醸成されていくことが重要なのです。



■生物多様性と循環 イメージ

A～Z

FIT 法

固定価格買取制度。

再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等)を用いて発電された電気を、政府が定める一定の期間・価格で買い取ることを電気事業者に対して義務付けるもの。

NPO

民間非営利組織。継続的、自主的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

あ行

空家等対策計画

市町村区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して定める、空家等に関する対策についての計画。

営繕活動

建築物の営造と修繕すること。具体的には、建築物の新築、増築、修繕及び模様替のこと。

か行

景観協議会

景観計画区域内において、景観に関するルール作りなど、良好な景観の形成に関する協議を行うために設けることができる機関のこと。

一般に地方自治体(景観行政団体)や公共施設管理者、景観整備機関、関係する地方公共団体、さらに観光関係団体や商工関係団体、市民などの関係者を加えて組織することができる。

景観行政団体

景観計画の策定など、景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体のこと。

政令指定都市または中核市はそれぞれの地域を管轄する市が、その他市町村で議し、同意を得た市町村は、景観行政団体となることができる。

景観計画区域

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の計画区域。

区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、ゆるやかな規制・誘導が行われる。

景観審議会

学識経験者、市民、各種団体、行政等で構成し、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築行為や開発行為等に対する勧告や命令など、景観行政に関わる事項を審議する組織のこと。

景観整備機構

NPO 法人や公益法人を景観行政団体の長が指定することができる組織のこと。

景観に関する住民の取組の支援や景観重要構造物・樹木の管理、耕作放棄地等の利用権の取得を行う。

景観法

平成16年に制定された景観を守るための法律。

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

形態

生物や機構などの組織体を外から見たかたちやありさま。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの。

重要文化財

文部科学大臣が指定する、有形文化財のうち重要なもの。

スカイライン

山や建築物などが空を画する輪郭線のこと。
一般に遠景ないしはシルエットとして眺められる場合に用いられることが多い。

ゾーニング

都市計画などで、特定の明確な目的からひとまとまりの区域(ゾーン)を設定し、その区域内の共通的性格を前提とした均質的な一定の規制を設定するもの。

た行

地区計画

まとまりのある「地区」を対象として、住民の意向を反映しながら、市町村が地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度。

な行

日本山岳遺産

日本山岳遺産基金が認定する、次世代に伝えたい豊かな自然環境や、人と自然の関わりがあり、それらを守りながら活用するような地元の活動が盛んな山や山岳エリア。

農業振興地域整備計画

景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が定めることができ、景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項などを定める。

は行

日出町総合計画

目指すまちの将来像を明確にするとともに、これからの時代に対応する総合的・計画的な行政運営の指針を示すもの。

日出町都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針。

上位計画と整合を図るとともに、町民の意見を反映しながら日出町が定める都市計画の指針となるもの。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。

自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などの都市の風致を維持することを目的とした制度。

文化財保護法

昭和25年に制定された、文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界の文化の進歩に貢献することを目的とする法律。

ら行

ランドマーク

山や建築物などの目標物。

ランドマークの重要な特色は、周囲の物からひととき目立ち、覚えやすい特異性を有することにある。

発行 日出町
〒879-1592
大分県速見郡日出町 2974 番地 1
編集 日出町役場 都市建設課
TEL:0977-73-3111(代表)
<https://www.town.hiji.lg.jp/index.html>